

宋代の俸給について

——文臣官僚を中心として——

衣 川 強

- はじめに
- 一 俸給制の變遷
 - (イ) 料 錢
 - (ロ) 添 支 増 給
 - (ハ) 職 錢
- 二 俸給の支給額
- 三 俸給の支給機關
 - (イ) 支 給 機 關
 - (ロ) 支 給 源
 - (ハ) 財 源
- 四 俸給と國家財政
おわりに

はじめに

宋代以後のいわゆる君主獨裁制を支えた機構は、皇帝に統轄される官僚と軍隊とであつた。なかでも、官僚は皇帝を中核とする支配組織を構成し、かつその中樞を獨占してゐた。彼らは經濟社會文化など諸般の社會現象に、絶大な支配力と影響力とを保持してゐたのである。これらの活動を可能ならしめた經濟的背景としては、大土地所有や商業活動などが考えられるが、最も一般的な収入である俸給についても、一度は考えておく必要がある。本稿では宋代の文臣官僚について、その俸給の問題をとりあげて若干の考察を試みてみる。

宋代、官僚が支給される廣義の俸給は、料錢・祿粟・衣賜・添支増給・俸戸・元隨僉人衣糧・僉人餐錢・茶酒廚料・職錢・

食料錢・折食錢・茶湯錢・職田⁽²⁾・公使錢⁽³⁾・給券・祠祿⁽⁴⁾・その他薪蒿炭鹽紙など多岐にわたり、これらのほかにも御厨折食錢・宅錢などがあった。料錢・祿粟・衣賜は原則的にすべての官僚に支給され、添支増給以下は特定職務に對する支給であるから、前者は現今の本俸に相當し、後者は諸手當ということになる。本俸のうち重要なものは、いうまでもなく料錢であり、諸手當の中では、支給對象が廣汎であり支給額も多かったという點で、添支増給・職錢などが重要である。もちろん職田・公使錢・祠祿も、宋代の俸給體系の中で占める位置は決して輕くはなかったが、祠祿はともかく、職田と公使錢は全面的に俸給の中へ入れることには若干の問題もあるようである。そこで、本稿では料錢・添支増給・職錢について考えてみたい。

一 俸給制の變遷

宋代の俸給制度は、官制の改變や宋朝のおかれた狀況の變化などから、三期に區分して考えることができる。第一期は建國から神宗の元豐の官制改革まで、第二期は官制改革から北宋の終りまで、第三期は南宋一代、ということになる。第一期は、官制そのものが混亂していた時期だから、必然的に俸給制も複雑で整理されおらず、便宜的に制度が運用された段階である。第二期は、元豐の官制改革によって、官制が唐の六典に倣って整えられ、俸給制も系統立てて整備された時期である。ただ北宋末の徽宗時代には、いろいろな名目を立てて新設の支給項目が多く現われ、相當な混亂があった。第三期は、原則的には元豐以來の第二期の俸給制を踏襲した時期である。このような三期區分を設定して、以下俸給制、主として料錢・添支増給・職錢の制度の變遷を考察して行きたい。

(1) 料 錢

元豐以前の第一期における宋の官制は、自然發生的な性格の強い便宜的場當りのものであり、必然的に俸給制についても

同じことがいえるのである。宋朝建國の初め、俸給制は五代後唐の制定したものを踏襲したといわれている⁽⁵⁾。王溥の五代會要卷二八「諸色料錢下」に、後唐はじめ後漢や後周の地方官の料錢支給額について多少の記録がある。これを宋史職官志(以下職官志と略稱)の支給額と比較すると、地方官の料錢に關しては、等級の分け方や支給額は、第一表・第二表のように、後周と宋初との記録が殆ど一致し、宋初の料錢は、むしろ後周の制度を踏襲した形で實施されたと解した方がよいようである。太祖の

第一表 縣令主簿料錢 上段=縣令 下段=主簿 單位=貫

	後唐	後漢	後周	宋初
一萬戶以上	$\frac{23}{12.5}$		$\frac{20}{12}$	$\frac{20}{12}$
九千戶以上	$\frac{22}{12}$			
八千戶以上	$\frac{21}{11.5}$			
七千戶以上	$\frac{20}{11}$		$\frac{18}{10}$	$\frac{18}{10}$
六千戶以上	$\frac{19}{10.5}$			
五千戶以上	$\frac{18}{10}$		$\frac{15}{8}$	$\frac{15}{8}$
四千戶以上	$\frac{17}{9.5}$			
三千戶以上	$\frac{16}{9}$	$\frac{12}{6}$	$\frac{12}{7}$	$\frac{12}{7}$
二千五百戶以上	$\frac{15}{8.5}$			
二千戶以上	$\frac{14}{8}$		$\frac{10}{6}$ (三千戶以下)	$\frac{10}{6}$ (三千戶以下)
一千五百戶以上	$\frac{13}{7.5}$			
一千戶以上	$\frac{12}{7}$	$\frac{9}{5}$		
五百戶以上	$\frac{11}{6.5}$	$\frac{6}{4}$		
五百戶以下	$\frac{10}{6}$	$\frac{4}{1}$ (一千戶以下)		

第二表 幕職官料錢 單位=貫

		後周	宋初
五萬戶以上州	錄事參軍 司戶*司法		20
三萬戶以上州	司錄事參軍 司戶*司法	18 8	18 12*9
一萬戶以上州	司錄事參軍 司戶*司法	15 7	15 10*8
五千戶以上州	司錄事參軍 司戶*司法	12 6	12 10*7
五千戶以下州	司錄事參軍 司戶*司法	10 5	10 10*7

諸政策は、五代の舊制とくに後周の制度に大きな改革を加えず、不都合なところを直しし足らぬところを補なうことを骨子としたが、これは俸給政策にもよくあてはまり、州縣官ら以外の官僚の俸給についても、同じように後周の制度を殆どそのまま採用したと推測することが可能である。

こうして宋初の俸給制は五代の舊制を繼承した形で實施されたのであるが、そこには三つの問題があった。第一には、五代

以來少なからざる年月が経過し、その間に宋の統一政權が生まれるなど社會的變化があり、それにつれて經濟的状況も相當變つてきたにもかかわらず、俸給支給額は五代のそれを引き繼いだままであった。ために全般的に給與額が低いことが問題として出てきた。第二には、當然のこととして五代と宋との間には官制上の差異があり、これを俸給制の面からいかに對處するかという問題があった。第三には、第二の問題とも關連して、官制上、いろいろな職務が持っている重要度、あるいは閑職劇職が大巾に移り變つたことを、俸給制の上で、いかに措置するかという問題であった。第一の問題は料錢支給額の改訂にかかわり、第二第三の問題は部分的な料錢支給額の手直しや、添支増給制の設置という結果を招いた。添支増給については後述するとして、ここではまず料錢の變遷を追ってみる。

五代後周の制度を殆どそのまま採用した宋初の料錢は、宋朝の新體制に合致しない面があり、その上支給額が少なかつたら、増額は當然の歸結であつた。料錢の増額はすなわち官僚の優遇である。宋朝建國の初め、優遇される主たる對象は地方の州縣官らであつた。いずれの王朝でもそうであるが、國家建設の當初は、必ず官僚や民衆の歡心を買う政策がとられる。宋でも同じで、直接民衆と接觸する地方官が、待遇が悪いために治績をあげることができないばかりか、収入増加を計つて惡辣な手段に訴え、民衆からしぼりとりたりすれば、必然的に民心を宋朝から遊離背反させてしまう恐れがあつた。そこで太祖は四川に據つていた後蜀を統合した翌年乾德四年五月に、もとの後蜀領内の幕職州縣官に對して、誅求によつて民衆をいためつけることのないよう、見錢を支給した。⁶⁾五代以來、料錢などは銅錢の支給を原則としながら、一部が代替の現物で支給されることが多く、支給された現物を他の物品と交換したり、現金化したりする際に、面倒なばかりでなく、時には官僚が法禁を犯すこともあつた。⁷⁾だから、現錢支給というのは大變な優遇措置であつたわけである。ただ、この措置は早期に四川地方の安定をはかるという當面の政治目的が先行していたと考えられるが、二ヶ月後になると宋朝の全領域に俸戸の制度が設けられた。⁸⁾俸戸は幕職州縣官に四十戸より十四戸に至る等級をつけて割り當てられ、俸戸一戸は毎月五百文の錢を納入するが、その代りに租税と徭役とが免除された。これは俸給の現錢化を意味し、州縣官らの待遇改善に他ならない。この俸戸の制定と時を同じく

して、幕職州縣官の最低の料錢支給額であった六貫を、七貫に増額した。⑨ こうして州縣官らに對する優遇策がとられて行くのであるが、それらは次のように列擧できる。

乾德四年五月

乾德四年七月

開寶三年七月

開寶四年十一月

開寶九年十一月

太平興國二年二月

太平興國二年四月

雍熙四年十二月

端拱元年六月

淳化四年十一月

淳化五年五月

至道三年八月

至道三年十月

西川幕職州縣官の料錢は見錢を支給す。

州縣官に俸戸を給す。三千戸に満たざる縣の主簿・縣尉、および五千戸に満たざる州の司戸

〔參軍〕・司法〔參軍〕の料錢は、もと六千〔錢〕であつたものを七千〔錢〕に増す。

西〔川〕州縣官は料錢のほか毎月五千〔錢〕を加給し、見錢を支す。

節度・防禦・團練副使、節度・觀察・防團・軍事判官・推官、節度掌書記・判官らに、州縣官の例に依つて俸戸を給す。

俸戸を罷めて、俸給は官物を給し、米麥を増給す。

幕職州縣官の月俸の $\frac{1}{3}$ は度支官錢で、 $\frac{2}{3}$ は官物を支給するが、官物は時價によって算定する。

西川幕職官に、常俸のほかに、五千〔錢〕を増給す。

諸道州府軍監の知州通判・監當朝臣・京官使臣および幕職州縣官の俸錢のうち、雜物を折支している分は缺配になることが多かつたため、今後は三司にあらかじめ計度させて闕絶のないようにする。

西川・廣南以外の諸道州府幕職州縣官の俸錢は、一分は見錢、二分は折支で支給されていたが、今後半分は見錢で支給する。

京東西・河北・河東・陝西幕職州縣官の俸錢は、半分は折支していたが、今後折支していたものは、一貫につき見錢七百元を支給する。

本官の月俸は實錢を支給する。

百官の俸給で折支している物を重定し、時價より高く計算して支給することをやむ。

川陝州縣幕職官らの月俸は、從來銅錢一文を鐵錢二文に換えて支給していたが、いご銅錢一文は鐵錢五文に換算させる。

會要職官五七、長編七

會要職官五七、長編七

會要職官五七、長編十一

會要職官五七、長編十二

會要職官五七、長編十七

會要職官五七、長編十八

會要職官五七、長編十八

會要職官五七

會要職官五七

會要職官五七

會要職官五七、長編三六

會要職官五七

會要職官五七、長編四二

咸平二年六月
咸平三年五月

咸平五年七月

咸平六年六月

景德元年十一月

景德三年五月

景德三年六月

景德四年九月

大中祥符二年正月

大中祥符三年四月

漳・泉・福・建等の州の幕職州縣官に、西川の例によって俸錢を預借させる。
川峽州軍の職官使臣の料錢および驛料の錢を支給する分は、銅錢一文につき鐵錢十文を支給する。

川峽路の京朝官使臣などの月給・添支を増す。

河北・河東・陝西の轉運使副の月俸は、すべて實錢を支給する。

諸路の留守判官・推官の月俸・添給・廚料は、開封府の判官・推官の例に依る。

東京の赤・畿縣知縣を優遇し、俸給を増額する。

開封府の司錄參軍および六曹官の月俸を増す。

文武官の俸給で本来折支すべきものは、いご在京官は六分、在外官は四分を實錢で支給する。

左降官の俸錢を増額する。

川峽・廣南・福建路の幕職州縣官にはすでに俸錢の預借をゆるしているが、そのほかの江浙・

荊湖の遠隔地および隣府等の州、河北・河東の縁邊州軍の幕職州縣官には二ヶ月の俸錢の預借

を認め、これら以外の近地の幕職州縣官には一ヶ月の俸錢の預借をゆるす。

會要職官五七
會要職官五七、長編四七

會要職官五七、長編五二

會要職官五七、長編五五

會要職官五七

會要職官五七、長編六二

會要職官五七、長編六三

會要職官五七、長編六六

會要職官五七、長編七一

會要職官五七、長編七三

この一覽は、宋會要輯稿(以下會要と略稱)職官五七および續資治通鑑長編(以下長編と略稱)の州縣官らの料錢に関する記録をまとめたものである。ただ、一部にはむしろ添支の部類に屬すると考える方がよいものもないではないが、今は一括して考えておく。右の一覽からいいうることは、宋初より眞宗の大中祥符年間の初めに至る約五十年間にあっては、俸給制が確固として成文化されたものではなかったのである。少くとも州縣官らに關しては、諸般の情勢の變化と、統治のための政策的配慮によって、五代の舊制を殆ど全面的に改訂することが可能であり、またしなければならなかった様子が推測できる。

このような地方官に對する優遇政策に反して、中央の官僚に對する俸給政策ははるかに遅れていた。地方官と同様、宋初の約五十年間における措置は次のようなものであった。

太平興國七年八月乙亥。金科玉條、掌る所尤も重し。稍や其の常俸めたかを優めにするに非ざれば、何を以て其の盡心を勸めんや。

自今、刑部・大理寺の官、少卿・郎中自り以上は、月俸、二分の見錢を支し、員外郎已下は全て實俸を支す（宋大詔令集卷一七八「俸賜」、會要職官五七、長編卷三三）。

景德三年五月癸丑。詔すらく、國子監學官の月俸は、自今、並びに見錢を給す（長編卷六三、會要職官五七）。

これら二つの記事が、中央の官僚に對する措置であつて、これ以外は、すべて五代の舊制に基いた俸給が支給されていたのであろう。もちろん、先の一覽で、淳化五年五月および至道三年八月の記事は中央官にも關係する。しかし、地方官にくらべて、中央官の待遇がなおざりにされていたことは明白な事實である。この状態は楊億の武夷新集卷一六「次對奏狀」に述べられている。

臣、竊かに見^{おも}うに、今の髮を結い朝に登り力を陳べて列に就くもの、其の俸や九人の飽を致す能わずして周の上農にすら及ばず。其の祿や未だ嘗て百石の入有らずして漢の小吏にすら及ばず。乃^かの左右僕射の若きは、百僚の師長にして、位これより崇きは莫きに、月俸入る所、軍中千夫の帥に及ばず。甚だ駭く可き也。豈に聖朝、稽古の意ならん哉。臣、乞う欲くは、今後百官の俸祿・雜給は、並びに舊制に循わんことを。既に其の稍入を豊かならしむれば、責むるに廉隅を以てす可し。

楊億によれば、官僚の俸給が少なく、これでは廉潔であれといつても無理であり、舊制、恐らくは唐の最盛期の制度を意味するが、それを復活せよというのである。この楊億の上奏は、文獻通考（以下通考と略稱）卷六五「祿秩」の條では、眞宗の咸平年間のものとしている。つまり宋初から咸平年間に至る約四十年の間、俸給制の全く場當りのな補修作業が、地方官に對して行われたが、中央官には殆ど何もなされず、全體的に俸給制が行きづまっていたのである。行きづまりの最大の原因は、楊億のいうように支給額が低すぎることであり、そこで俸給の増額が行われることになるのである。眞宗の大中祥符五年十一月、封禪の行事も終り、國庫も宋初以來の緊縮政策によって豊かになつたという理由で、文武官の月俸を改訂して増額した。⁽¹⁾この内容は宋大詔令集に詳しく、三師三公の一二〇貫から大理評事らの八貫までおよそ十五の等級に分けられている。ところが、

この時から四十五年を経過した仁宗の嘉祐二年に、

冬十月甲辰朔。三司使張方平等、新編祿令十卷を^{たてま}上る。名づけて嘉祐祿令と曰う。遂に頒ちて之を行う（長編卷一八六）。

ことになった。⁽¹²⁾この祿令については詳細がわからないが、先の大中祥符五年の増給との関係は次のように考えることができよう。五代の制度を踏襲して施行された宋初の俸給制は、必然的に不都合な點を多く内包していたが、それは彌縫策で切り抜けてきた。その彌縫策は、國家の統治政策とからめられて、どうしても地方官中心に進められざるを得ない。その結果、中央官と地方官との間に不均衡が生じ、俸給制度の行きづまりとなって現われてきた。そこで全面的な俸給體系の改革が必要となり、大中祥符五年に改訂と増額が行われた。これをさらに成文化して確定したのが嘉祐二年のことであった、と考えることができよう。さらに推測すれば、この時まで支給額などは慣習的に運用されており、いろいろな増額も、天子の詔にこうある、という程度に施行されたのであって、そのため便宜的に制度の一部を手直ししてきたが、大中祥符五年になって初めて宋朝自身の俸給制を打ち立て、さらに嘉祐二年に成文法としたのである。⁽¹³⁾

こうして第一期における俸給、とくに料錢については、嘉祐の祿令が元豊に至るまで繼續して行われた。ただ仁宗の寶元二年に、西夏と交戦状態に入ったので、國家財政の緊縮の一環として、百官の減俸が立案されたがすぐに中止された。⁽¹⁴⁾

元豊三年より五年にかけて行われた官制改革は、それまで自然發生的場當りのものであった宋朝の官制を、唐の三省六部の制度へ復歸させようとするものであり、それには官衙や官名や職務などの改廢・併合・分轄を伴った。その結果、俸給制にも大變動がおこり、料錢は寄祿官に對して支給されることになった。寄祿官には開府儀同三司から承務郎に至る二十五等があり、従一品より従九品までの官品が規定されていた。さらに、徽宗の大觀年間になって宣奉大夫など五つの寄祿官が設けられ、結局、北宋末には三十等になった。この寄祿官に對して百二十貫から七貫までの料錢が決められていたのである。このほか、選人についても、徽宗の崇寧二年に従八品から従九品に格付けされた寄祿官がつくれ、それぞれに料錢が定められた。

元豊以後の第二期の俸給制は、こうして官制改革に併行して改められたが、元豊に制定された俸給制の大綱は、北宋末まで

繼承され、さらに第三期の南宋にも受け継がれたのである。ただ第二期では、國家財政の窮迫などから、減俸措置が講ぜられたことがある。元祐三年の末に戸部に命じて冗費を裁減させることにし、翌年にかけて冗官冗吏の整理と俸給の削減が行われた。これは、すでに哲宗が即位したところから支出過多の状態であり、國庫が非常に苦しくなっており、さらに元祐三年のはじめ頃から西夏と戦端を開いたことによつていよいよ費用が増大したことを原因としてゐる。しかし、後述するように、いくら冗官が多いといつても、所詮官僚の俸給を削減する程度で國家財政が立ち直るものでもなく、まして削減額もそれほど大したものではなかったし、そのうえ、官僚の中からも不満の聲があがり、あまり實效はなかった⁽¹⁵⁾。そこで紹聖二年六月になって、元祐の俸祿削減は減損する所が多くないうえ、官僚優遇という國家の基本政策を傷つけるものだということになって、元豐の制度が復活された⁽¹⁶⁾。さらに徽宗の崇寧五年と政和二年にも、百官の俸給を削減しようとする議論がおこつたが、同じような理由でとりあげられなかった⁽¹⁷⁾。こうした俸給削減の實施や提案がしばしば行われたが、基本的には元豐の料錢制度は北宋の終りまで續いたのである。

北宋の末になると、さまざまな名目をつくつて俸給収入の増加が計られた。宋人はこれを蔡京一派の仕業だといつてゐるが、その内容は明確でない。通考卷六五「祿秩」に、

崇寧の間に至るや、蔡京政を乗り、吳居厚・張康國ら貪鄙にして徒を爲し、寄祿官の俸錢、職事官の職錢の外に、復た供給食料等錢を増す。京の如きは、僕射の俸の外、又、司空の俸を請く。其餘の僉從錢米は並びに本色を支す。餘の執政も皆然り。元豐制祿の法に視べて増倍す。

と記されている⁽¹⁸⁾ように、俸錢すなわち料錢は變らなかつたが、ほかに名目を立てて俸給収入の増加が計られ、元豐の制度に倍するほどになった。けれども、北宋最後の年、欽宗の靖康二年正月には、宦官の實力者で大金持の梁師成の財産を沒收して百官の俸給に充てなければならぬほどに財政は窮迫してゐた⁽¹⁹⁾。恐らく、いろいろな給與が遅配缺配であつたと思われ、料錢も三分の二から二分の一しか支給されていなかった⁽²⁰⁾のである。

右のように、第二期の料錢は元豐に制定され、寄祿官に對して支給されていた。つまり、寄祿官が本來の意味を回復したことになる。ただ、第二期においては、先の通考の記事に記されているように、職錢が創置されて俸給體系の中で重要な位置を占めるのである。職錢については後に述べる。

宋が金の壓迫を受け、江南に逃れて南宋を建ててからは第三期とする。資料的には南宋後半のことは殆どわからない。南宋の俸給について、通考卷六五に、

中興の俸祿の制、嘉祐・元豐・政和の舊を參用し、増損する所まれ少なり。

といっているように、制度は北宋のものともあまり變らなかつた。⁽²⁾しかし、南宋の初期には、内外の情勢から、北宋の制度を完全に施行することは困難であつた。北宋が崩壊すると、開封の國庫の金銀財寶は殆ど金によって掠奪されたので、財貨が北宋から南宋に伝えられることはなかつた。加えて南宋初期には金の侵攻が甚だしく、南宋政權の財政窮乏は非常なものであり、そのために俸給の支給は大きな影響を被つた。

徽宗・欽宗らが金によって拉致されると、高宗が南京應天府で即位したが、うちつづく金の攻撃のため、高宗は南京から南下して各地を轉轉とせざるを得ず、その移動地域は、はるか兩浙路の南方、台州・温州にまで及んだ。そして即位後十二年目の紹興八年二月になって、やっと杭州臨安府に歸り、ここを南宋の首都とした。高宗のめまぐるしい移動には數多くの官僚が隨行し、しかも金との前線地帯には多數の軍隊が駐屯していた。さらに北宋時代の北半分の領土は金が占領しており、財政を苦境に陥れるいろいろな條件が重なっていたけれども、だからといって俸給を停止するわけには行かない。高宗は即位の翌月には次のような措置を講じた。

詔すらく、宰執の俸錢支賜、見に宮觀に任せられ及び差遣・待闕有り、並びに未だ差遣有らざる京朝官以上の俸は、並びに權りに三分の一を減ず。軍興の際、財用闕乏するが故也⁽²⁾(會要職官五七建炎元年六月十四日)。

これによれば、宰相執政はもちろん、差遣有るものはそれに對する俸給、すなわち後述する職錢を含むであろうが、これを

三分の一削減し、差遣のない者は、恐らくこれが寄祿官に對する料錢を指すものと思われるが、これまた三分の二しか支給しないというのである。しかし、當時の情勢から考えて、軍人兵士は別として、すべての俸給が右の比率で減額されたと考えるべきであろう。つまり支給額を減らして當面の財政難を乗り切ろうとしたわけであるが、一方では人員整理も並行して行われている。⁽²³⁾翌年に、一部の俸給削減は中止された。會要職官五七建炎二年九月二十五日の條に、

詔すらく、責降人を除くの外、見に宮觀に任せられ及び未だ差遣待闕有らざる京朝官以上の俸錢は、舊に依りて全支す。⁽²⁴⁾

とあって、一部の支給額が元通りにされている。右の二つの資料で「差遣有らざる」といわれているのは、實際の職務のない官すなわち職事のない官であり、その俸給は寄祿官に應じて支給される料錢しかない。料錢すなわち本俸が三分の二しか支給されないということは、官僚の多くにとつて大問題であつた。とりわけ金軍の進入を避けて北方から逃げてきた官僚にとつては、この時期においては料錢が唯一の収入源であつたと考えられるからである。それで早い時期に料錢が全額支給されることになつたのであろう。けれども、對金戰爭の出費が重なつたためか、今度は行在の官吏の減俸が行われた。建炎以來繫年要錄(以下繫年要錄と略稱)卷九五紹興五年十一月甲申の條に次のように記されている。

江を渡りて自り、宰輔已に俸の三の一を減ず。是に至りて趙鼎ら復た内於り（よ）權り（か）に二分を減ぜんことを請う。之に従う。是に於いて行在官吏の俸祿、皆權りに減ず。⁽²⁵⁾

宰相らは建炎元年六月以來、俸給の三分の一を減俸されていたが、さらにこれを三分の二の減俸にし、併せて行在の諸官吏にこの減俸を及ぼした。つまり行在官吏は俸給の三分の一を支給されることになつたのである。ところがこの措置も五ヶ月後になつてやめられた。⁽²⁶⁾行在の官僚達の減俸分では、國庫負擔が大いに輕くなるということにはならないという理由があげられている。そして三分の一であつた支給額を三分の二に引き上げたのであるが、この支給率は以後もずっと繼承されたのである。⁽²⁷⁾

やがて南宋初めの混亂もやや落ち着きをみせはじめると、俸給に關する法規の制定が急がれるようになった。紹興六年九月に紹興重修祿秩新書がつくられたが、この時はすぐに採用されなかつたらしく、すでに臨安府を新しい都と定めたあと、紹興

八年十月になって紹興重修祿秩敕令格及申明看詳八百十卷が秦檜らによつて作られた。これは紹興重修祿秩敕令格と呼ばれ、明くる紹興九年正月より施行されたのである。⁽²⁸⁾これで南宋の俸給制が確立したのであるが、先に述べたように南宋の俸給制は大綱を北宋の制度からとつたのであり、祿秩敕令格の制定にも嘉祐・熙寧・大觀・政和の規定を参考にしたので、⁽²⁹⁾當然北宋の制度を踏襲したと考えられる。官制も元豐以後の制度を受け継いだのであるから、元豐以後の俸給制に若干の補訂を加えたものが南宋の俸給制であつたといえよう。

孝宗の隆興元年、再び金との戦端が開かれると、一時的に俸給が削減され、さらに寧宗の開禧年間に韓侂胄が金を攻撃すると、臨時的に俸給が下げられるなどしたが、⁽³⁰⁾すべて軍費捻出の假りの手段として行われたものであり、俸給制の変更を招くようなものではなかつたと考えられる。

寧宗の嘉定七年には新しい祿令がつくられている。兩朝綱目備要卷一四嘉定七年五月壬辰の條に、
命じて祿令を修めしむ。有司、課^課(賦)祿の制を考し、類を哀^哀めて書を成り、以て法式と爲す。⁽³¹⁾

とあるが、この祿令がどのようなものかについては詳細不明である。恐らく紹興の制度を大きく變えるものではなかつたのであろう。通考や職官志の南宋の俸給に關する記事の中に、この祿令に關するものは全くないし、ほかの資料も同じである。このことからして、嘉定七年に重大な俸給制の改正があつたと考えることは、まず不必要であらう。

南宋の俸給制については、嘉定七年以後の記録を見出すことができなかった。

(四) 添支増給

添支増給はその名の通り料錢に附加して支給される特別手當である。第一期では自然發生的に多くの官が新設されたが、これを俸給體系のどこに位置づけるかが明確ではなかつた。もともと新設された官は必要上つくられたのであり、實際には相當重要な職務をおびていた。これらの職務に任命された者には、それにふさわしい給料があるべきで、そのために添支増給が設

定されたのである。添支という語は會要職官五七に使われ、職官志十二では同じことを増給といっている。これを併せて添支増給という項目を立てたが、以下添支という言葉を便宜的に使用する⁽²³⁾。

添支制度の起源は明らかでない。會要職官五七の記事では、乾德五年六月の條に添給錢という語があり、「添支」は咸平五年の條に初見する。長編では、添給は乾德五年（卷八）の條に、添支は景德二年（卷六二）の條に初めてあらわれる。したがって、北宋のかなり早い時期から添支の制度があり、以後新しい職務や官が設けられるにつれて擴大されて行つたのであろう。

宋初より元豐までの添支は、その支給對象が非常に廣汎である。會要職官五七の添支の項及び職官志十二「増給」の項によれば、權三司使や知開封府から宮觀使、殿閣の大學士・學士・直學士らの在京の官僚、さらに轉運使副・知州・通判から各種の監當官らの在外官僚の名が見える。

元豐の官制改革は、三司を廢してその職務を戸部へ移すなどの大改革であつたため、たとえば添支の支給對象から權三司使などは除かれたが、添支制度そのものはさらに繼續された。それは轉運使や知州・通判などが、料錢の支給對象である寄祿官に組み込まれることは不可能であつたし、次に述べる職錢が記録に見える限り在京の職事官を支給對象としてゐるので、知州・通判ら在外の職事官ともいふべきものは、二つの給與體系からはみ出すことになる。添支はこのような在外官僚を優遇するために繼續されたと考えられる。職錢と添支との關係について、會要職官五七大觀三年九月十一日の條で左膚らの上奏に「職錢も亦た之を添支と謂う」とあり、右に述べた關係を示唆している。大中に官制を整理した結果、添支の支給對象は元豐以後は知州・通判らの地方官と、侍從館職つまり殿閣の大學士・學士らに限定されたようである。とくに史料的には、第二期の添支は侍從館職を主たる對象としたような印象を與える。地方官に關しては支給額が記録されているにすぎないが、侍從館職については史料も多く、制度の變更もあつたので、侍從館職の添支について述べておきたい。

元來、觀文殿大學士より直祕閣に至る各種の大學士・學士・待制・修撰・直閣・直館・直院などは、官制上は職と稱せられた。學士・待制以上は、別の官に在る人がこれを兼ね、專任ではない。これらは文學の士を任ずることが普通であるから、天

子の側近としてその諮問に答えることが主な仕事であり、侍従とも呼ばれ、極めて重要な地位であった。修撰以下はやや位地
が下がり館職と呼ばれた。元豊以前の侍從館職はそれほど數多くはなかった。學士らがおかれる諸種の閣とは、歴代の天子一
人一人について、その御書や御製文集、圖書寶物などを格納しておくもので、天子の没後に作られるから、時代と共に増える
ものである。元豊以前には龍圖閣（太宗）天章閣（眞宗）寶文閣（仁宗）の三閣だけがあった。元豊以後では名稱の變更や新設があ
ったが、これらのことについては職官志二及び職源撮要などに詳しい。

職官志十一によれば、觀文殿大學士以下天章閣直學士までは、すべて料錢が寄祿官に隨つて支給された。³³ 例えば大中祥符三
年に初めて龍圖閣學士が置かれた時、杜鎬が工部侍郎となつてこの職に就いた。³⁴ この場合、杜鎬の寄祿官は工部侍郎であり、
會要職官五七の料錢支給額を見ると、工部侍郎に對する料錢は五十五貫である。龍圖閣學士は閣の學士の筆頭であり、實際の
仕事は天子の側近として諮問に答えて輔佐することである。宰相が三百貫、參知政事が二百貫の料錢を支給されているのに比
べ、五十五貫は少なすぎるというので、添支が加えられる。職官志十二「増給」の項には、龍圖閣學士の添支は十五貫と記さ
れている。杜鎬の場合は料錢五十五貫と添支十五貫、毎月合せて七十貫が支給されたのである。添支とか増給とか稱せられ
るのはまさにこういう點にある。

元豊以後の第二期でも侍從館職に對する添支制度は第一期と變らなかつた。ところが、徽宗の大觀三年になつて大改革が行
われた。會要職官五七大觀三年九月十一日の條に次のような左膚らの上奏が記されている。

又、奏すらく、臣等見に祿格を編修す。伏して觀るに、學士の添支、正任の料錢に比べて相い遼逸たり。且如^{たと}えば觀文殿
大學士と節度使は、從二品にして、大學士の添支錢は三十貫のみなるに、節度使の料錢は乃ち四百千なり。僉從粟帛等も
是れに稱う。或るひと謂う。大學士、自^{おの}から寄祿官の料錢有り、故に添支の數少し、と。臣等^お以うに、銀青光祿大夫、觀
文殿大學士に任ぜらるれば、之を較ぶれば則ち料錢添支を通じて、節度使の半ばに及ばず。其の厚薄の均しからざること
明かなり。切に謂うに、觀文殿大學士、近制、曾て宰相に任ぜらるる者に非ざれば除せず。而して節度使は、或いは行伍

に由り、或いは戦功を立て、皆除授するを得、曾て流品の別なし。則ち朝廷、大學士を願遇すること、豈に節度使より輕んぜん哉。而も祿秩甚だ微にして、殊に未だ相い稱わず。自餘の學士も、諸を正任に視れば、率ね皆此の如し。

現行の添支では、料錢を合わせても侍從館職の収入が低すぎるので、これを是正しようというのである。この上奏に續いて改正すべき支給額が具體的に上申され、それが認可された。そして添支の名も貼職錢と改められた。後述する職事官の職錢と混同されるのを避けるために改稱したのである。もちろん侍從館職についてだけの措置である。この貼職錢が設けられた結果、第三表にまとめてあるように、たとえば、三十貫の添支を受けていた觀文殿大學士は一躍百貫の貼職錢を支給されることになり、添支に比べて數倍の収入増加となった。しかし貼職錢は十二年後に廢止された。會要職官五七宣和三年六月十一日の沈續

第三表 侍從館職 添支・貼職錢

	添支	貼職錢
觀文殿大學士	30	100
〃 學士	20	80
資政殿大學士	20	80
保和殿大學士	20	
資政殿學士	15	50
保和殿學士	15	
端明殿學士	15	50
龍圖閣學士	15	40
〃 直學士	15	30
〃 待制	15	20
天章閣學士	15	40
〃 直學士	15	30
〃 待制	15	20
寶文閣學士	15	40
〃 直學士	15	30
〃 待制	15	20
顯謨閣學士	15	40
〃 直學士	15	30
〃 待制	15	20
徽猷閣學士	15	40
〃 直學士	15	30
〃 待制	15	20
敷文閣學士	15	15
〃 直學士	15	15
〃 待制	15	15
樞密直學士		40
集賢殿修撰		15
直龍圖閣		10
直祕閣		10

中らの上奏に、

切に詳らかにするに、帶職官、内外の差遣を授けらるれば、自から寄祿官の請受并びに本任の添給あり。又、此の則例に依りて貼職錢・米麥を支破すれば、是れ兩重にして顯し

く太優に屬すに係る。望む欲くは、應ゆる帶職人の請給は、並びに元豐の法に依りて施行せん。(略) 詔して並びに元豐の法に依らしむ。

とある。帶職人すなわち觀文殿大學士以下の職を帯びている人が差遣を授けられると、寄祿官に對する料錢のほかに、本任の添給、恐らくここでは職事官に對する職錢を指すのであろうが、その職錢があり、その上さらに貼職錢を支給するのは優遇に過ぎるから、貼職錢を廢止して、舊來の添支に引き戻したのである。

通考卷六五や、職官志十二の添支を述べた所に「紹興、之に因る」とあって、第三期も侍從館職の添支は繼續された。知州通判らの添支については、資料がないので詳しく述べなかつたが、職官志十二「増給」の項に、元豊以後の寄祿官の名が見えることからしても、第二期、第三期も同じように行われたことがわかるのである。

(ハ) 職 錢

元豊の官制改革の結果、寄祿官に對して料錢が支給されたが、寄祿官は實質的な職務が全く無く、その官名は官の高下とそれに對應して支給される料錢とを示すに過ぎない。實際の職務を執行することを示すために職事官をつくり、これに支給されたのが職錢である。つまり、職錢の制度は元豊の官制改革によって生まれたのである。

職錢は、元豊四年十一月二日、神宗によつて制定された⁽³⁸⁾。しかし、職事官じたいはもつと早くからあつて、長編卷三一八元豊四年十月庚辰の條に、

詔すらく、自今、職事官を除授するは、並びに寄祿官品の高下を以てするを法と爲す。凡そ一品以上高き者は行と爲し、一品を下る者は守と爲し、二品以下を下る者は試と爲す。品同じき者は行守試を用いず⁽³⁹⁾。

という職事官除任の方法が載せられている。すなわち職事官には行守試の三等級がつけられていた。これは、寄祿官が寄祿階官とも稱せられるように、料錢の支給額を表わすと同時に、官品の高下を示しており、もともと何品官ならどの職事官ということが決っていたが、實際には定員があつたりして規定通りには行かない。そこで行守試という格差をつけて除任の圓滑化をはかつたと考えるべきである。行守試の三等級にそれぞれ職錢を支給する、つまり職錢をも行守試の三等に分けたのは、元豊五年五月一日のことである。會要職官五七の同日の條に、

詔すらく、大理寺・國子監の官は承務郎以上を差す。如し無ければ、即ち選人を差して正官に充て、行守試請受法を立つ⁽⁴⁰⁾とある。承務郎は從九品であり、選人は實質的には從八品より從九品に相當するが、名目上は無品の官である。もし選人が承

務郎の就くべき職務につけば、品階と俸給と職務の間に不均衡が生じる。そこで品階の高下によって職務を三分し、さらにそれに應じて職錢も三等に分けたのである。職官志十一「職錢」の項によれば、例えば御史大夫の場合、官品の高い人が任命されるると行の職錢六十貫を支給され、官品が下るにつれて、守が五十五貫、試が五十貫と差がつけられた。

哲宗の元祐初めになると、職錢も料錢と同様に裁減が行われる。元祐年間においては、内外の情勢から、財政緊縮が至上命令となり、料錢の削減が職錢にまで及んできた。元祐四年二月二日に、戸部の提議によって、行守試三等の職錢のうち、行をやめて守の職錢を支給することにした。⁽⁴¹⁾しかし、これまた料錢と同じく、行の職錢を守に代えたところで、どれほどの出費が削減されようかという否定的議論によって、八年後の紹聖三年九月十二日に舊來の制度が復活された。⁽⁴²⁾

この後、職錢の制度に大きな變化はなく、第三期南宋においても繼承された。ただ、通考卷六五や職官志十二に「料錢・職錢。紹興は、政和の舊に仍る⁽⁴³⁾」とあり、職錢に關していえば政和年間に何か新しい制度があつたように書かれている。職官志十一の元豐の職錢と、職官志十二及び通考卷六五の南宋紹興の職錢とを、支給額について比較すると、例えば太子舍人は、行守試の職錢が、元豐のとき二十二貫・二十貫・十八貫であつたが、紹興では二十貫・十九貫・十八貫となり、若干の差がある程度である。もちろん二、三の官名の異同は見出せるが、これとても大きなものではない。しかも、政和年間に職錢制が大きく變えられたことを裏付ける資料も今のところは無いようである。恐らく現在見ることでできない政和祿令が制定された時に、少手直しが行われ、それが紹興の時に踏襲されたため、元豐と紹興の職錢の記録に若干の異同を生み出したのであろう。いづれにしても政和の職錢と言われるものは、元豐の制度に部分的修正を施した程度のものであつたに相違ない。紹興以後の職錢は資料の制約もあつて明らかではないが、今のところ紹興の職錢制が南宋一代續けられたと考えるほかはなさそうである。

第四表 料錢職錢表

第一期 料 錢		第二期 料錢職錢			第三期 料錢職錢				
寄 祿 官 名		料 錢	職錢は左から行・守・試			職錢は左から行・守・試			
宰相	300 ^貫	料	300	貫	料	300	貫		
樞密使	300	料	300		料	300			
參知政事	400	料	400						
樞密副使	200				料	200			
宣徽南北院使	200				料	200			
知樞密院事	200	料	200		料	200			
同知樞密院事	200	料	200		料	200			
三司使	200								
簽書樞密院事	150				料	200			
鹽鐵度支戸部使	150								
三師三公	120				料	300			
東宮三僕射	90				料	200			
左東右宮少	90								
東御史大夫	60	職	60	55	50	職	60	55	60
尙書	60	職	60	55	50	職	60	55	60
門下中書侍郎	55	職	60	200	職	55	50	45	
太常宗正卿*	55	職	38	35	32	職	38	35	32
御史中丞	55	職	101	90	80	職	55	50	45
左右侍	55	職	200						
諸行侍賓	55	職	55	50	45	職	55	50	45
太給事	45	職	50	47	45	職	50	47	45
中書舍人	45	職	50	45	40	職	50	45	40
大國子祭酒	45	職	50	45	40	職	50	45	40
國子詹事	45	職	35	32	30	職	50	32	30
太諫大夫	45	職	50	47	45	職	35	47	45
少卿	40	職	45	40	37	職	50	40	37
國子司業	35	職	32	30	28	職	45	30	28
左右諭	35	職	32	30	29	職	32	30	29
諸行郎中	35								
起居郎舍人	30	職	37	33	32	職	33	35	32
侍御史	30	職	37	53	32	職	37	35	32
殿中侍御	30	職	35	32	30	職	37	32	30
左右司諫	30	職	35	32	30	職	35	32	30
諸行員外郎	30								
四赤縣令	30								
太子少詹事	29	職	35	23	30	職	35	32	30
正監	20	職	32	50	27	職	35	30	27
太監	20	職	32	30	27	職	32	30	27
通事舍人	20	職	20	20	18	職	32	20	
國子五經博士	20								
太常宗正丞	20	職	25	22	20	職	22	22	20
秘書殿中丞	20	職	25	22	20	職	25	22	20

俸給の支給額は、料錢の場合、第一期より第三期まであまり變動はないが、元豐の時に支給対象が大巾に變更されたので、

一一 俸給の支給額

錢を記したが、寄祿官名は原典に比べかなり省略した。この宋初の寄祿官が、元豐の官制改革以後にどのように變化したか

第五表 宋代料錢表

宋初寄祿官名	料錢	元豐寄祿官名	官品	料錢	
				元豐	紹興
使相	400 ^(貫)	開府儀同三司	從 1	120 ^(貫)	100 ^(貫)
左右僕射	90	特進	〃	90	90
吏部尚書	60	金紫光祿大夫	正 2	60	60
五曹尚書	60	銀青光祿大夫	從 2	60	60
左右丞	55	光祿大夫	正 3	60	60
		宣奉大夫(大觀新置)	正 3	55	50
		正奉大夫(大觀新置)	正 3	55	50
六曹侍郎	55	正議大夫	從 3	55	50
		通奉大夫(大觀新置)	〃	55	50
給事中	45	通議大夫	正 4	50	45
左右諫議大夫	40	太中大夫	從 4	50	45
祕書監	45	中大夫	正 5	45	45
		中奉大夫(大觀新置)	從 5	45	45
光祿卿	45	中散大夫	〃	45	45
至少府監	35	朝議大夫	正 6	35	35
太常少卿・左右司郎中		奉直大夫(大觀新置)	〃	35	35
前所郎中	35	朝請大夫	從 6	35	35
中行郎中	35	朝散大夫	〃	35	35
後行郎中	35	朝奉大夫	〃	35	35
前行員外郎・侍御史	30	朝請郎	正 7	35	30
中行員外郎・起居舍人	30	朝散郎	〃	30	30
後行員外郎・左右司諫	30	朝奉郎	〃	30	30
左右正言・太常國子博士	20	承議郎	從 7	20	20
太常・祕書・殿中丞・著作郎	20	奉議郎	正 8	20	20
太子中允・贊善大夫・洗馬	18	通直郎	〃	20	18
著作佐郎・大理寺丞	17	宣德郎 <small>(政和ニ宣教郎ト改ム)</small>	從 8	17	15
光祿・衛尉寺・將作監丞	12	宣義郎	〃	12	12
大理評事	10	承事郎	正 9	10	10
太祝・奉禮郎	8	承奉郎	〃	8	8
校書郎・正字・將作監主簿	8	承務郎	從 9	7	7
選人					
留守・節察判官	30・25	承直郎	從 8	25	25
節察掌書記・支使・防團判官	20・15	儒林郎	〃	20	20
留字節察推官・軍監(事)判官	15・20~10	文林郎	〃	15	15
防團推官・(軍)監判官	7	從事郎	〃	15	15
錄事參軍・縣令	別表	通仕郎 <small>(政和ニ從政郎ト改ム)</small>	〃	15	15
知錄事參軍・知縣令	〃	登仕郎 <small>(政和ニ修職郎ト改ム)</small>	正 9	15	15
軍巡判官・司理・司法・司戶・簿・尉	〃	將仕郎 <small>(政和ニ迪功郎ト改ム)</small>	從 9 <small>(政和改從九品)</small>	12	12

第五表別表 I 宋初幕職官俸錢 ()は後増

	録事參軍	司理・司法	司 戸
5 萬戸以上州	20 貫	12 貫	10 貫
3 萬戸以上〃	18	12	9
1 萬戸以上〃	15	10(12)	8
5 千戸以上〃	12(15)	10(12)	7
5 千戸未滿〃	10(15)	10(12)	7

第五表別表 II 宋初東京知縣俸錢

	朝 官	京 官
7 千戸以上縣	22 貫	20 貫
5 千戸以上〃	20	18
3 千戸以上〃	18	15
3 千戸以下〃		12

第五表別表 III 宋初諸縣縣令簿尉俸錢 ()は後増

	縣 令	簿・尉
河南府河南洛陽	30 貫	
1 萬戸以上縣	20	12
7 千戸以上〃	18	10(12)
5 千戸以上〃	15	8(12)
3 千戸以上〃	12(15)	7(12)
3 千戸未滿〃	10(15)	7(12)

を示すため、中央欄に第二期の料錢職錢を、また右欄に第三期の料錢職錢を併記した。これによっても明らかのように、宋初の寄祿官の大部分が、官制を正すと職事官になってしまい、いかに官制が便宜的場當りのものであったかわかる。また、第四表では省略したが、このほか侍從官や伎術官なども一樣に、料錢の支給對象として羅列されており、官制の混亂ぶりが推

し測れるのである。なお表の最初の部分に宰執などをあげてあるが、これについて説明しておきたい。宰相は、元豐以前、同中書門下平章事(同平章事)↓元豐以後、尙書左僕射兼門下侍郎及び尙書右僕射兼中書侍郎↓政和二年、太宰兼門下侍郎及び少宰兼中書侍郎(さらに三師三公を冠す)↓靖康元年、左右僕射(元豐の制に復歸)↓建炎三年、同中書門下平章事↓乾道八年、左右丞相、というように變更されてきた。副宰相については、元豐以前、參知政事↓元豐以後、尙書左右丞↓建炎二年、參知政事、と變った。樞密關係では、元豐以前、樞密使・副使及び知・同知樞密院事↓元豐以後、樞密使・副使を廢止↓紹興七年、樞密使・副使を復活、知・同知樞密院事と併行、と變遷した。これら制度上の變化が、第四表に表わされており、左右丞は第一期では料錢が五十五貫、第二期では副宰相に相當するので料錢が二百貫となったが、第三期では資料中にその名を見つけないことすらできないのである。

中央・左欄の職錢については後に述べるとして、いったい宋一代の料錢が、どんな寄祿官にどれほどの額が支給されたのか。まず第一期の寄祿官と元豐の官制改革以後の寄祿官とが、どのように對應するのかわかれば、職官志九や職源撮要などに明らかにされている。これらに従って、宋初・元豐以後・紹興の料錢支給額をまとめたものが第五表である。この表を第四表と比較すれば

ば明らかであるが、宋初寄祿官名の欄はかなり省略してある。また中央欄の元豊寄祿官名は、當時は二十五官しかなかったが、注記してあるように、徽宗の大觀年間に新設されて三十官となった。また選人に寄祿階官を設けたのは崇寧二年のことで、元豊の時はむしろ宋初寄祿官名の欄のようになっていた。だから元豊寄祿官名や料錢は、正しくは第二期を通じての記事である。いづれにしても、第五表によれば、料錢の支給額は、宋一代を通じて大體一定していたといふことができる。

このように料錢の支給額は明確に設定されていたが、實際の支給に當っては、名目と實質とが一致しなかった。第四・五表の料錢職錢支給額の單位はすべて貫(または緡)であつて、このことから推しても、料錢は銅錢の支給を建前としていた。しかし、實際に銅錢で全額支給されることは非常に稀で、それはむしろ一つの恩典であり、普通は銅錢と現物とで支給された。宋代の俸給制は、

本朝の制、皆、後唐定むる所の數に約^{したが}う。其れ兼職に非ざる者は、皆、一分實錢、二分析支^{とす}とす。

と言われているように、後唐同光年間に租庸使の孔謙が、軍費支出のため、俸給の半分しか實錢を支給しなかったが、宋初もこれにならつて三分の一は實錢で支給し、三分の二は現物で代替させたのである。この「一分實錢、二分析支」とか「一分見錢、二分析色」とか言う支給比率は、宋代を通じての原則であつた。

折支の中味については明らかでないが、會要職官五七大中祥符八年五月五日及び十一日の條に、内藏庫と左藏庫が火災に遭つた時、庫内の燒損した疋帛や諸雜物色を臨時に折支したと記録されているが、俸給の支給に關する數少い折支の内容を示す記事であろう。恐らく、通常の折支も疋帛などしかるべき價值をもつ物品を現物で支給したのであろう。

全體の三分の二が現物支給となれば、折支の額と折支される現物との間に、どのような對應關係を設定するかが問題になる。會要職官五七太平興國二年二月三十日の詔に、幕職州縣官の月俸について、

自今、度支官錢を以て、其の三分の一を給し、其の二分は官物を以て之を給す。當に時價の貴賤を以て其の直を計り、官吏をして、祿を受くること充たされず、其の舊貫を失わ使むる無かるべし。

として、現物は時價によって計算支給されていた。しかし、この時價計算にも裏があつて、宋大詔令集卷一七八俸賜「内外文武官俸以實價給詔」には、

應ゆる内外文武臣僚等の折支せる俸錢は、舊と八分を以て十分と爲して支給するも、自今、並びに實價を以て之を給す。

という。つまり、時價計算も、實は八割しか支給されていなかったのが、この詔の出た雍熙四年に、十割が支給されるようになった。しかし時價計算方式がもつ曖昧さは、當該官廳の官吏が不正を行いやすく、現物を時價より高く値踏みして支給することもあり、現物支給の物品の價格を定めさせたことがあつた。これらの對策がどれほどの効果をもちえたかは大變疑わしい。宋大詔令集卷一七八俸賜「文武官折支並給見錢六分詔」は景德四年九月壬申のものであり、

自今、掌事文武官使臣、各おの請くる折支は、並びに見錢六分を給し、外任は四分を給す。其の外任の外物を折支せんことを願請する者も、亦た聽す。

とあるように、折支の部分について、結局、在京官は六分を、外任官は四分を見錢で支給した。職官志十一によると、同じ詔を載せながら「自今、掌事文武官の月ごとの俸給の折支は、京師は一千毎に、實錢六百、在外は四百を給す。他物を給せんことを願う者は聽す。」と、記述が先の資料とやや異っている。つまり、折支の部分は、一貫につき在京官は六百文、外任官は四百文の見錢を支給する。要するに四割ないし六割の減額を條件に見錢を支給することになり、もしこれが嫌な場合は從來通りの折支が行われた。これは折支という支給形態に様様な問題があり、これを見錢化することを示しているのである。なお會要職官五七元祐八年正月二十八日の條に「官員の料錢の應に折支すべき者。闕に到れば、朝見の日自り、見に京に在るの分數を支し、朝辭の日より在外の分數を支す」とあつて、長編卷四八〇にも同様の記事があり、在京と在外の折支の見錢で支給する比率に差があるため、支給上の問題が起らないように規定している。また會要職官五七淳化四年十一月十一日の條に、
京東西・河北・河東・陝府西の幕職州縣官、受くる所の俸の合に一半の折支を支すべき者、自今、貫毎に見錢七百を給す。とあつて、幕職州縣官は折支される部分の七割が見錢で支給されるという優遇を受けている。これらの見錢支給率は、これ以

後長く續けられたようであり、職官志十二の紹興以後の料錢を記載しているところで、京朝官の寄祿官に對しては「料錢、在外四百文」とし、幕職州縣官に相當する承直郎より迪功郎については「一半見錢、一半折支、每貫折見錢七百文」としていることから、南宋でも行われた原則であつた。

敘述は前後するが、職官志十一の冒頭には第一期の料錢について述べられている。これによると、全部見錢で支給されるもの、一分が見錢で二分は他物で支給されるもの、半分が見錢で半分は折支されるもの、と三つの支給比率がある。これを第四表で整理すると、宰相執政はじめ三司・御史臺・刑部・大理寺・司農寺・國子監などの所屬官僚が、全部見錢で支給され、これら以外は「一分見錢、二分折支」の例によつて支給された。幕職州縣官に關しては、東京開封府の知縣・簿尉、廣東・川陝(峽)等路の官僚が全部見錢で支給され、これら以外の幕職州縣官は見錢と折支が半半であつた。すでに「一分見錢、一分折支」は宋一代の原則であると述べたが、この原則からはずれた支給比率は、特別の詔令などによつて行われるもので、決して「一分見錢、二分折支」の大原則を破壊するものではなかつた。たとえば、刑部・大理寺の官は重要な職務を掌るので、少卿・郎中以上は料錢の三分の二を見錢で支給し、員外郎以上は全部實俸を支給、すなわち全額見錢が支給されたのであり、また宋大詔令集卷一七八俸賜「幕職州縣官俸半給緡錢詔」は端拱元年六月甲申のものであるが、

今、州縣の吏、最も親民爲り。俸祿至つて微なるは甚だ謂れ無き也。是より先、西川・廣南を除くの外、諸道州府の幕職州縣官の俸錢、三分の中二分は給するに他物を以てせり。自今、緡錢を以て其の半を給し、餘は他物を以て充つ。

といつているように、幕職州縣官の俸錢すなわち料錢も「一分見錢、二分折支」が原則であつたが、この時から見錢と折支が半半で支給されるようになったのである。

要するに料錢は「一分見錢、二分折支」の原則で支給されていたが、實際の運用上、見錢と折支の比率を改訂する必要が起り、それが北宋の初めに次次と行われた。その結果は、以後宋一代を通じて繼承されたのである。

以上、料錢の支給額とその實際について述べたが、ここで會要職官五七によつて確かめられる支給に關する事實を併記して

おきたい。第一は、致仕官には見任官の料錢の半分が支給され、恩典として見錢が與えられた。⁽⁵⁷⁾第二は、四川地方では鐵錢が支給され、時代とともに、銅錢一文が鐵錢二文から五文、最後に十文に比價して支給された。⁽⁵⁸⁾第三は、幕職州縣官に料錢の預借すなわち前借りを許し、また遠方の地方官には、料錢などを家族の居住地と自分の赴任地とで分けて受領することを認めた。⁽⁵⁹⁾第四は、廣南地方では銀が支給されることもあった。⁽⁶⁰⁾

次に添支と職錢とについてみると、まず添支に關しては、支給額の一覽があるほかは、全く支給に關する規定などは見られないようである。第六表は職官志十二と會要職官五七の添支や増給の支給額をまとめたものであるが、もちろん原典資料に比

第六表 添支支給額

I 在京官			
權三司使	100	觀文殿大學士	30
知開封府	100	觀文・資政殿學士	20
宮觀使	30	龍圖天章等學士直學士	15
判諸寺監	20	樞密直學士	15
諸寺監丞	15	諸寺監主簿	12
II 在外官			
イ 知判諸路州軍府			
(a) 以官者			
三師三公	60	東宮三少・給事中	30
僕射・東宮三師	50	金紫光祿至光祿大夫	30
前任兩府・特進	50	大卿監	15
尙書・左右丞	30	中大夫至中散大夫	15
學士至待制	30	朝官	10
諫議・舍人	30	京官	10・7
(b) 以州望者			
河南・大名・荆南・永興・江寧・杭・楊・潭・并・代			30
應天・眞定・鳳翔・陝・府・秦・青・洪			20
河中・鄆・許・襄・孟・滑・鄭・滄・邢・澶・貝・相・華・晉・潞・盧・壽・宿・泗・楚・蘇・越・潤・常			15
廣州每歲七百, 逐月均給			
(c) 都總管・經略安撫等使			
河北四路(眞定・瀛・定・大名)・			
陝西逐路(永興・秦・渭・慶・延)・			
河東路(太原)		前任兩府	50
		諫議・舍人・待制・太中大夫以上	30
		並特添	20
ロ 通判		ニ その他	
大藩	20・15	提點刑獄	20
餘州軍朝官	10・7	路分都監	50~8六等
京官	7	都鈐轄・鈐轄	〃
ハ 轉運・發運使			
三路轉運使・都大發運使(諫議・待制・大卿監以下太中・中散大夫以上)			30
三門白波發運使・發運使副(朝官)			20
諸路轉運使副(朝官・宣德郎以下)			20

べてかなり省略したものである。

職錢については、通考卷六五に、

凡の職事官の職錢、行守試と言わざる者は、行に準りて給す。職事官の衣は、寄祿官の例の如くす。及び立定せる則例

宋代の俸給について

無き者は、寄祿官に隨いて給す。職料錢の米麥は、實數を計りて給す。兩の應に給すべき者職錢の米麥を謂うは多きに從いて給す。諸の承直以下、職事官に充てらるれば、(双行)階官の請受及び添給を支するを聽す。諸の請受と稱する者は、衣・糧・料錢を謂い、餘は並びに添給と爲す。(62)

とあるように、行守試と區別しない時は行の職錢を支給するのである。職料錢といふのは、職錢と料錢のことである。通考の南宋の俸給について述べている條では、宰執らの料錢と職事官の職錢を同一の項目に入れていたために使われているので、これは職官志十二も同じようになっている。承直郎以下つまり選人が職事官になると寄祿官の料錢や衣賜・祿粟を支給されたのである。會要職官五七元祐元年八月十八日の條に、

詔すらく、不帶職官、侍讀・侍講・崇政殿說書に充てらるれば、其の請俸は職事官の例に依り、見錢を支す。(63)とあるのは、職錢は見錢で支給されるのが普通であったことを示すものと考えられる。なお職錢の支給額は第四表のようにまとめることができるのである。

三 俸給の支給

俸給がどのような手続きで支給されたかについて、安部健夫氏の研究がある。(64)安部氏は南宋の場合について俸給支給制度を述べておられるが、これを参考しつつ、宋代の、主として文臣官僚の料錢支給について考えたい。

(イ) 支給機關

俸給支給の所轄官廳は、第一期と第二・三期との間に移動があった。職官志二「三司使」の條には次のように記されている。「度支」が國庫の出納を總括し、その下に八つの部局があった。錢帛案は軍隊の衣賜と百官の俸祿を、斛斗案は百官の祿粟と

廚料を、百官案は京朝幕職官の俸料を、それぞれ掌り、ほかに「戸部」の衣糧案は百官諸軍諸司の俸料・衣賜・祿粟などを「勾校」した。さらに勾當馬歩軍糧料院官、勾當馬歩軍專勾司官なども俸給の授受に關係していた。「以上並びに三司使に屬す。元豐、官制行われ、三司使を罷めて並びに戸部に歸す⁽⁶⁶⁾」とあるように、元豐以前、俸給は三司系統の諸機關が擔當していた。とくに「度支」が中心となり、その下の八つの部課のうち、百官案が料錢などを直接に擔當していた。勾當諸司馬歩軍糧料院および勾當馬歩軍專勾司は單に糧料院・專勾司と呼ばれるのが普通で、支給を審査檢察するものと考えられる。これらの職掌と機關は、元豐の官制改革によって、すべて戸部に歸屬したとしている。しかし、元豐以後は戸部が料錢などの所轄機關になったと考えるのは甚だ不正確である。職官志三「戸部」の條によれば、戸部に度支・金部・倉部があり、度支は「凡て内外の支供及び奉給・驛券・賞賜・衣物・錢帛、期に先んじて擬度して之を予う」のであり、金部は「合同の取索及び奉給・時賜、審覆して之を供給す」る。金部には六つの部課があつて、その一つは請給案といつた⁽⁶⁶⁾。つまり元豐以後は、戸部の度支と金部が俸給の支給に干與していたと記録している。

また、職官志五「太府寺」の條によれば、太府寺は元豐の改革以後、「凡て官吏軍兵の奉祿賜予、法式を以て之を頒つ。先に曆を給し、有司檢察して其の名數を書するに従い、鈎覆して後給す」ることを掌どり、太府寺の下に左藏東西庫があつて、官兵の俸給を支給し、また糧料院が監察の役目を受けもつた⁽⁶⁷⁾。元豐の官制改革によって、太府寺もまた俸給の支給に關係することになっている。

元豐以後、戸部も太府寺も俸給に關係するようになったといわれるが、この二つの官廳の關係はどうなっていたかが次の問題となる。會要食貨五一「度支庫」元祐四年五月二十五日の條に、

戸部言う。請給を勘給するに、糧料院・審計司、只だ曆を拖着^ひて批勘するを得る。除^餘は並びに太府寺の指揮を聽す。

仍^なお本寺をして、某年月日の條式、合に支すべき名目の則例に依る、月分・姓名、貫百石斗錢米の數を指定せ令め、所屬に行下す。糧審院、勘驗して批放す。如し法式無く、或いは法式有りと雖も、而も事理疑惑して決する能わざる者に係

れば、即ちに度支に申して取決せしめ、條に依りて施行すと泛言するを得ざらしむ。逐處、亦た承受するを得ざらしむ。
(略)之に従う。⁽⁶⁸⁾

とあって、誰にいくらの俸給を與えるかは太府寺が決定し、糧審院(糧料院と審計司のことか)に検討させて施行するが、決定できない場合が生ずれば、度支に上申して裁定を仰ぐというのである。また同じく會要食貨五一「度支庫」乾道九年三月二十四日の條に、

戸部言う。指揮を准けて、官に委し、浙東西・江東路諸州軍に前去して、官吏の俸給を點檢せしめ、毎月、折支錢會曆を具して、結押申繳し、戸部に赴いて驅磨勘會せしむ。⁽⁶⁹⁾

といっているように、度支が官吏の俸給を調査し、その結果を戸部が檢察する。前述の職官志の記事と、これら二つの資料から、戸部と太府寺の關係は次のように考えることができよう。太府寺は請受文曆・料錢文曆などといわれる一種の保證つきの支給手形を、糧料院や審計司⁽⁷⁰⁾の検討を経た上で發給する。戸部は、國家財政の全體を掌握するのであるから、誰にいくらの俸給を與えるかなどという仕事は、すべて太府寺に任せるが、毎年の收支決算を行う時などに全體の俸給支給額を把握する必要があり、そのため俸給支給の手續の後半、つまり金品を支給することや、支給したあとの經費の會計などを取扱ったのである。結局、太府寺が、こと俸給に關しては戸部の下級官廳のような立場に立たされ、太府寺が決裁できない問題が生じると、上級官廳に相當する戸部の度支の決定を仰ぐことになったのである。戸部の中では度支が直接に支給を掌ったが、金部は「奉給・時賜は審覆して之を供給」するとあるから、度支の仕事を檢察する立場にあつたと考えられる。

支給機關について瑣末な事を補足しておきたい。職官志五「太府寺」の條に「建炎。詔して太府寺を罷め、其の掌る所の職務を以て、金部に撥隸す⁽⁷¹⁾」というように、太府寺は南宋初めに廢止されたのである。繫年要錄卷二二建炎三年四月庚申の條に「太府・司農寺を省いて戸部に歸す。⁽⁷²⁾紹興二年五月戊午、太府を復し、三年十一月庚戌、司農を復す。(略)皆、軍興るを用て、併省する也」とあって、建炎三年に太府寺が廢せられ、職官志にいうように、太府寺の職務は金部へ移管されている。この時は單に太府寺と司農寺が廢止されたただ

けではなく、寺監の多くが整理されたのであるが、いずれも紹興年間に復活された。太府寺も、注にいう紹興二年は紹興元年の誤りで、この時に太府寺丞が復置され、さらに紹興四年五月に太府寺の卿や少卿が復活されており、同時に多くの屬僚も整えられた⁽⁷⁴⁾。當然、この頃には俸給事務は太府寺へ返されていたものと考えられる⁽⁷⁵⁾。職官志三に記されている金部の記録は、或いは南宋初期の事柄を述べたものだと解しうる可能性もあるが、今は明らかでない。なお會要食貨五六「金部」の條には、淳熙十三年に至る南宋の記事が見えるが、割注で金部の六案を説明し、その中に請給案のことが述べられているほかは、全く俸給關係の記事が見當らない。このことも何か原因がありそうに思われるけれども、今はそれ以上に出ない。

(四) 支給

實際に俸給がどのように支給されたのかということについては、すでに安部氏が詳説されている⁽⁷⁶⁾。それによれば、宋代では券曆を媒體とする券給方法が、俸給の支給に採用され、在京の諸司諸軍の場合、まず太府寺が空名の曆を諸司諸軍に支給し、諸司諸軍は支給された曆に受給者の名數を檢察して記入し、これを審計司に送る。審計司は諸司諸軍が名數を記入したいわゆる立名の曆を審査檢閲して、これを糧料院に送る。糧料院はその曆に従って支給量額を規準立て、それが終ると曆を太府寺に送り返す。各部局の檢討を経て太府寺へ送り返された曆によって、長官の太府寺卿が俸給支給の最終認可を與える。安部氏所説は大體以上のようなのである。安部氏は職官志と通考職官考の記事を整理總合して、南宋の在京諸司諸軍の場合について、その支給手続きを明らかにされたのである。

在京官については、宋一代を通じてほぼ右の手續きが踏まれていたのであろう。第一期においては、三司の度支が太府寺にあたり、勾當馬歩軍專勾司が審計司にあたり、勾當諸司馬歩軍糧料院が糧料院にあたりとすれば、安部氏の所説通りに運營されていたことがわかるのである。ただ長編卷二九八元豐二年六月丙午の條によると、⁽⁷⁷⁾ 一時的か恆常的かは決めかねるが、糧料院が査定したあと、專勾司が勾磨すなわち査閲檢察するようになったというから、職官志などの記載事實と逆のことが行われ

ている。

さて實際の支給を資料で追ってみよう。會要職官五七天聖七年六月の條に、

權判三司勾院張應物言う。請うらくは、今後、左右金吾千牛衛長史・中書省主事(略)等、支する所の料錢は、本屬の處を
して、京朝官の例に依り、逐月請く合あき人數姓名を俱(具)して、三司に牒し、勘會支給せしめられんことを。之に従したがう。
とあつて、毎月支給されるべき人數と姓名を一部局ごとに三司に報告し、三司は檢察して支給した。また、會要職官五七大中
祥符六年四月十一日の條は次の通りである。

詔すらく、文武百官・諸司使副已下、並びに三班使臣及び諸色人の請受は、自來合おのづかに正身に係れば、各別に請受文曆を出
給す。如し經に職名を改轉して出官合に出すべき新曆を給したる、並びに事の爲に停落し及び逃亡せる人等なれば、糧
(糧)料院に仰せて文曆を起置せしむ。⁽⁷⁶⁾

各種の正任官吏には個別に請受文曆が支給されるが、もし支給の對象としている職務に移動や變更があれば、糧料院に命じ
て新しい文曆を準備させておくのである。この條の省略した後半は、新曆の支給で不要になった舊曆をどのように處置する
かが書かれているだけで、糧料院で準備した請受文曆がどうされるのかは記述されていない。恐らく當該官廳の命令や報告を
得て、三司の手を経て請受文曆が支給されるのであろう。

ところで右の資料で「各別」を個人ごとにと解することが可となれば、個人別に出給された請受文曆の記載事項を各局部ご
とにまとめ、それを所轄官廳に報告することになる。所轄官廳では、まとめて提出された記載事項の一つ一つを、保管してい
る原簿と照合し、誤りがなければ支給を認可する。三司の專勾司や太府寺の審計司が「其の欺詐を審校」したり「曆を批」し
たりするという職官志の記事は、まさにこの作業を意味するものである。先の大中祥符六年の會要職官の記事の省略した後半
の部分で、「舊請文曆」の回收方法を詳しく規定しているのは、支給の申告書と原簿との照合があるので、舊請文曆の回收が
重要な意味をもっていたことを示している。

このように在京官僚の俸給支給は、安部氏の明らかにされた方式で実施されていたが、次に地方の場合について考えてみたい。會要職官五七建中靖國元年十月四日の條に王旂の議論を載せている。

切に見うに、天下、官吏軍兵の請受を勘給し及び官物を勘支するは、並びに須らく先に糧料院に由りて批勘し、勾院に送りて點檢勾勘し訖りて、倉庫方めて數に依りて照支するを得べし。今、天下の州府、糧料院批勘し、而して判勾は即ち皆專ら通判に委す。蓋し通判は是れ本と州の按察官なり。之をして判勾せ使むれば、則ち其の勢い以て糧料院の條に違ひて妄りに官物を支し及び諸般の差錯作弊等の事を點檢すべし。唯だ縣は則ち皆倒置して同じからず。今、府界等の縣の勘給務は、反つて知縣をして之を領せ令め、簽勾は反つて監當官をして之を領せ使む。夫れ監當官は本縣の長吏に視べ、其の勢い按察官と以て異なる無し。勘給務、違法等の事を坐視すと雖も、人情に在りては、豈に敢えて追呼點檢せんや。乞う欲くは特に指揮を降し、應ゆる縣の勘給務有るの處は、監當官をして之を兼ね俾め、而して簽勾は即ち専ら本縣の長吏に委せしめん。此の如くすれば、則ち簽勾の勢い、以て勘給務を點檢す可く、而して關防の法は虚設と爲ららん。之に従う。

地方官の場合、州府では糧料院が査定し、通判がそれを檢察するが、縣では糧料院にあたるものとして勘給務があり、糧料院と同様、俸給を査定するのが仕事で、知縣がこの職を掌り、檢察は監當官が行っていた。しかし、州府の場合は下級の糧料院で査定したことを、上級の通判が監察するからうまく行ったが、縣の場合は上官の知縣が決めたものを、下級の監當官が檢察するので、上官である知縣が決定すればどうしても黙認せざるを得なくなる。そこで、縣では勘給務を監當官が兼務し、知縣がその結果を監督することにしたのである。

この糧料院は單に首都にだけ置かれたのではなく、地方にも設けられていた。右の會要の資料では天下の州府に糧料院があったことになるし、長編卷九開寶元年五月の最後の條には「諸州通判糧料官」という一節があつて、これも諸州に糧料院があつたことを示している。また繫年要錄卷九五には「都督府糧料院」というのがあつた。長編及び長編拾補からどんな州に糧料院があつたかを調べると、まず、在京糧料院(80)(長編卷一一九及三〇七)を筆頭に、泗州(卷一五四及三四七)潭州(卷一五九)陳州(卷二八一

及二九〇）杭州（卷四九七）江寧府（卷五〇二）揚州（拾補卷一六）などが見える。このほか宋史には楚州（卷三四范仲淹傳）などにあつたことも記録されている。ここに見える州は、元豐九域志の格付けによれば、すべて上州以上である。糧料院が全國諸州に設けられたと解すべき資料もあるが、中州・中下州などに格付された諸州にまでおかれることは、實際上ありえないというようにも考えられないこともない。早急に結論を出すことは無理であるが、少くとも上州以上に格付された諸州には糧料院があつたと、ひとまずここでは考えておきたい。なお縣の勘給務についても、先の會要の資料で「應ゆる縣の勘給務有るの處」といつているから、全國の諸縣全部に勘給務があつたのではなからう。

全國的に糧料院が散在したことは必然的な理由がある。交通や通信に相當な時日を要する當時にあつて、もし糧料院が中央にしかなく、しかも俸給の支給が必ず糧料院の認可を必要とすれば、地方官の俸給が遅配になることは火を見るより明らかで、それ故に官僚の在任中、毎月正確に俸給を支給するためには、地方各地に糧料院が必要であり、さらに通判や知縣にも俸給關係業務に參與させなければならなかつたのである。

それではどんなかたちで俸給が支給されたのであろうか。在京官の場合は安部氏所説のように、檢察をおえた文曆が太府寺卿から正式に認可されて出給されると、⁸³⁾それによつて左藏庫から支給された。一方、地方官の場合は赴任先で支給された。會要職官五七景德四年九月十五日の條に、

詔すらく、自今、外任文武百官使臣、請くる所の料錢は、須らく逐處に於いて接續して逐月勘請せしめ、月分を積留し、京中に帶來して、一併に請領するを得⁸⁴⁾不らしむ。

とあつて、官僚の赴任先で料錢を受領させている。また同書乾道八年四月二十一日の條に、

兩浙犒賞酒庫監官の料錢・衣賜は、所在の州軍をして條に依りて幫助せ⁸⁵⁾今（令）む。

として、犒賞酒庫監官の場合であるけれども、任地で料錢を支給している。在外の地方官の俸給を任地で支給することは當時では當然のことであつて、同書建炎四年二月十八日の條に、

詔すらく、應ゆる監司并びに屬官の、行在に赴きたるも、合に破すべき供給は、並びに元と司を置きたる州軍に於いて請領せしむ。⁽⁸⁶⁾

というが如く、南宋初めの財政難も原因していたのであろうが、監司らが行在へ赴いても、その俸給はもとの任地で受領させているのである。⁽⁸⁷⁾ また官僚の俸給を任地で支給するだけでなく、次のような時は現在地の官廳が支給した。同書乾道五年四月十八日の條に、

詔すらく、蔣芾は見に宰相に任ぜらるるも、憂に丁る。⁽⁸⁸⁾ 典故に依りて月俸の半ばを給するを與し、在る所の州軍をして月を按じて支給せ今(令)む。

といい、また、同書乾道元年九月二十日の條に、

詔すらく、故太尉蕭琦の妻榮國夫人耶律氏、(略)特に國夫人合に得べきの諸般の請給を支破するを與し、建康府をして月を按じて支破せ令む。⁽⁸⁹⁾

とし、また同書紹興元年正月一日の條に、

德音あり。陣亡の家は、子孫・親屬を録用す。未だ出官せずと雖も、條に依りて合に先次に請受を起支すべし。蓋し朝廷、其の家を優恤し、死事する者の勸と爲さんとするも、尙、州縣の官司、非理に阻節して即ちに支給せず、却って所を失わしむるを致すを慮えばなり。⁽⁹⁰⁾

とある。服喪の爲に退官した者や、特別の恩典を受けた者に俸給の類を支給する場合、それらを受ける者の住んでいる州軍が支給することになっていたのである。⁽⁹¹⁾ そのため最後の紹興元年の記事に見えるように、弱い者には支給擔當の州縣官が悪事をはたらくこともあった。このほか、南宋の初めには行在官ですら、寄住する州軍で料錢等を受領することを認めたこともあった。⁽⁹²⁾

在京官の場合は左藏庫の財貨が支給されたが、州軍などで支給される地方官らの俸給は、どのような財源から、どのように支給されたのであろうか。會要職官五七乾道七年四月六日の條に、皇子が判寧國府になった時のことを述べて、

毎月の俸料錢の外、毎月供給錢五百貫文を支せんと欲す。(略)經總制錢内於り支給せんことを乞う。本部(戸部)勘當したるに、乞う欲くは立定せし則例に依りて支給し、長史・司馬・路鈐・記室參軍事を將て、知州通判職官路鈐の例に依り、公使庫於り支給するの外、所有皇子大王并びに參議・幹辦府・隨行醫官・使臣の供給は、瓶置の初め、應副に難からんことを恐るるに緣りて、經總制錢内於り支給するを許されよ。之に従う。⁽⁹⁸⁾

とあつて、經總制錢や公使庫から俸給の一部が支給されている。また同書乾道七年十一月三日の條に、皇弟の趙璩が醴泉觀使に任命されたが、そのまま紹興府にとどまり、その妻王氏と共に官屬人從の諸般の請給・歲賜の錢米・衣賜時服を支給されるよう求めて、

乞うらくは、舊に依りて紹興府の上供の經總制錢帛・湖田米内於り支給せられよ。之に従う。⁽⁹⁹⁾

ということになり、上供經總制の錢帛などから部下らの俸給が支給されている。また同書紹興八年十二月十三日の條によれば、皇族らの米石が、紹興府の上供苗米内から支給されている。⁽⁹⁷⁾これら經總制錢や上供錢などから俸給の一部が支給されていることは、當然、一般官僚の料錢などもここから支給されたことを推察させるのである。そしてその事後措置として同書紹興十三年十月十二日の條に、これも軍隊のことではあるが、

所有供給は、逐路轉運司をして、別に一項を作りて措置し、時に依りて給散せ令む。如し米麵數少なければ、即ち係省錢物内於り支破するを許し、數を具して尙書省に申せよ。⁽¹⁰⁰⁾

とあり、係省の錢物を支給した時は、その數を申告するようにしている。轉運司が各路の地方官の俸給を總括していたのは當然考えられることで、中央における戸部と太府寺との關係でいえば、地方では轉運使が戸部に相當し、州縣の糧料院や勘給務

が太府寺ということになっていたのである。同じく會要職官五七政和二年十二月十一日の條に、

尙書省勘會したるに、諸路近ごろ各おの添置せる、六曹の建椽及び宮廟の並びに釐務せざる宗室の巡尉指使等の官の支する所の添給は、切に慮うに、轉運司の財用足らずして、支給に艱しむ。詔して、諸路〔轉運司をして、各おの逐路添給の毎月破數を具して聞奏せ令め、別に應副支給するを行わん。〕⁽¹⁰¹⁾

とあるように、これは添給のことであるが、轉運司の財源を支給して、不都合があれば報告させて別の措置を講ずるようにしている。

かくして地方官の俸給は原則として地方で處理してしたのであるが、さらに會要職官五七隆興二年十二月二十八日の條に、知鬱林州王過奏すらく。乞うらくは、州軍減罷せる官を將て、逐路其の員數を總領し、其の供給を計り、別に樁管を行いて、年終に戸部に發赴して交納せん、と。(略)本部〔戸部〕今看詳し、乞う欲くは、諸路提刑司に下し、本官乞う所の事理に依りて、見⁽¹⁰²⁾に州縣減ずる所の錢數を取り、隆興二年自り始めと爲し、總制錢に隨いて行在に起赴して送納せんことを之に従う。

とあるように、毎年減員の數を調査し、支給總額に餘剰が生じるとそれを保管して、中央へ總制錢を送るときにあわせて送納した。これはすなわち、常に官員の増減を査察し、年間の俸給支給は地方で處理し、年に一度だけ中央へ報告することになっていたことを示している。そして官員が減った場合は餘剩額を中央へ送るが、すでに述べたように、官員が増加したりして、上供錢物の一部を俸給支給へまわさなければならぬ時は、食い込んだ數量を中央へ報告したのである。

四 俸給と國家財政

ここでは、文臣官僚の俸給が國家財政の中でどんな位置を占めていたかについて考えてみたい。曾我部靜雄氏は趙翼の廿二史劄記卷二五の記事をとりあげて、宋代の賦税が重税の一途を辿った原因は、郊祀の費・制祿の厚・祠祿の厚・祠祿の制・恩蔭の濫・恩賞の厚・冗兵冗官などで支出が膨大であったからだと言われる⁽¹⁰³⁾。制祿の厚とは俸給が高かったことを意味するが、曾我部氏は趙翼の説を敷衍して、官僚を養うために民衆を犠牲にし、それ故に俸給が高くなっていくことを論じておられる。いうまでもなく、ここでいう官僚とは文武官を併せたものであるが、文臣官僚に限ってみて、はたしてそういえるであろうか。

宋代の俸給は、一般的にいつて、在京官より在外官の方が高かった。南宋の記事ではあるが、繫年要録卷六八紹興三年九月庚午の條に、

今、一路分都監の類を添差すれば、月奉數百緡なり。一員の費を輟めれば、已に十寺監丞を養うべし。⁽¹⁰⁴⁾
とあって、路分都監一員の費用が九寺五監の丞十人の費用に相当した。また、同書卷七七紹興四年六月丙申の條に、

今、郡縣添差の官、其の數を知る莫し。一通判・鈐轄の俸、管に三四の館職を養うのみならず、一監當・椽(椽)尉の俸、以て一館職を養うに足りて餘り有る也。⁽¹⁰⁵⁾

というのは、一人の館職が要する費用が通判や鈐轄の三分の一ないし四分の一であり、諸路の州府軍監縣鎮の監當官や縣尉など地方官廳の屬官の俸給に相當することをいっている⁽¹⁰⁶⁾。職官志十二「増給」の項によって、右の繫年要録の記事を検討してみると、路分都監と鈐轄の俸給は五十貫から八貫に至る六等があったし、通判は二十貫から七貫、州府軍監縣鎮の監當官は七貫・五貫・四貫の三等、また縣尉は第五表から十二貫以下であった。一方、寺監丞の料錢はこれも第五表から一應十二貫ということが出来る。館職は殿閣の修撰以下を指すもので、職官志、會要職官、通考には支給額が記載されていない。添支の條に述

べたが、大觀年間に貼職錢が設けられた時に、集英殿・右文殿・祕閣などの修撰の貼職錢は十五貫であつた。したがつて貼職錢が設けられる前や廢止された後では、この額の半分ほどしか支給されなかつたことが推測される。こうしてそれぞれの支給額を考えると、先の繫年要録の記事が十分に正確であることがわかる。また官品の高低を考えてみると、職官志・會要職官の諸條・職源撮要・慶元條法事類などによつて推定したものも含めるが、寺監丞は正從八品、路分都監は文官の場合は五品、武官の場合は五品から正七品くらいであつたし、通判はいちおう從七品以下、集英殿修撰以下の館職は六・七品、監當は從八品以下の選人、縣尉も從九品の選人ということになる。つまり官品の上から考えても、中央官の官品が少少高くても、地方官の方が俸給収入が高かつたのである。⁽¹⁰⁷⁾會要職官五七淳化五年九月の條に、

右神武大將軍李從謙、本官を守して安遠軍行軍司馬に充て、月ごとに俸錢三十千を給す。從謙は故吳王煜の弟なり、吉王に偽封せられ、朝に歸して大將軍と爲る。族五十口を聚めて京師に寓すること、二十年に幾^もし。貧しくして自ら給する能わず。因りて上表して外任を求む。而して是の命有り。⁽¹⁰⁸⁾

というのは、正に外任官の俸給の方が多かつたことを示す。また長編卷一〇五天聖五年冬十月癸未の條に、
樞密院言う。〔劉〕文顯等、皆、年七十を踰ゆるも、猶祿を貪り外に在りて、自ら退かざる也。⁽¹⁰⁹⁾

とあるのも、武官についての記事であつて、しかも若干の意味合いの違いはあるが、外任官の俸祿の方が多かつたために起つたことと考えられる。かの王安石が皇帝の度重なる要請を拒んで地方官にとどまっていたのにも、このような事情がその原因の一つとして考えられるのではなからうか。いづれにしても、文武官ともに在京官より在外官の方が俸給は多かつたのである。⁽¹¹⁰⁾

ところで武官の料錢を、文臣のそれと比較しておこう。いま便宜上、元豐の官制改革以後について、職官志十一で文武官の官品の等しいものを比べてみる。たとえば、武官の正五品通侍大夫の料錢は三十貫で、文官の正五品中大夫は四十五貫である。また武官の從八品の從義郎と秉義郎は十貫で、文官の從八品の宣德郎は十七貫、宣義郎は十二貫であり、いづれも武官より文官の方が料錢の支給額は高いのである。ところが、實際に軍隊を指揮する者すなわち武臣は、職官志十一武臣奉給の條に記載

されているように、諸軍の指揮使より屬官・屬僚に至るまで三十貫を最高として細かく規定されている。もともと武臣の俸給は厚かったようで、例えば會要職官五七紹興三十二年十月二十日の條に、

詔すらく、今後、武臣は眞俸を陳請するを得ず。臣僚、武臣の眞俸甚だ厚く、中興以來、減借の法を立つるも、而れども陳請絶えず。乞うらくは禁止を行われんことを、とやうを以て、故に是の詔有り。⁽¹¹⁾

と記されている。南宋初め、財源の不足から俸給の三分の一、時には三分の二を減借と稱して支給しなかつた。しかしこの資料に見えるように金との戦争状態が繼續しているために、武臣については眞俸すなわち俸給の全額を支給していたのである。

右の資料によれば武臣の俸給の全額は中興以前にも大變多額であつたのである。ところで減借は文武官に實施されたが、武臣の都統制など實際に軍中であつて兵隊を指揮する者は「統兵戰守之官」と稱せられ、減借の對象から除外されていたのであり、⁽¹²⁾この點も武臣は優遇されていた。莊綽の雞肋編卷中に「紹興中、財用窘置し、武臣、軍功を以て入仕する者甚だ衆きを以て、俸給米麥は、宗室と雖も、亦た半を減じて支給す。其の後、半復中損、再三に至る。遂に正任觀察使、纔かに兩石六斗を請くるに至る。唯、統兵官は舊に依りて全支す⁽¹³⁾」とあるのは、まさに「統兵戰守之官」の優遇を物語るものである。

それでは武臣に對し、いくらほど俸給が支給されていたのか。これについて會要職官五七乾道六年八月二日の條に次のように述べられている。

戶部の狀に、批下せられたる總領兩淮浙西江東財賦軍馬錢糧所の申を准けて首⁽¹⁴⁾を得たるに、郭振の諸般の請給は特に全俸を支す可しとあり。本部、統兵戰守の官の、合に支すべき諸般の全分の請給を勘當したるに、下項あり。料錢四百貫文。祿粟一百五十石。准細色九十石。内、米四十五石、二十二石五斗は住支し、二十二石五斗は本色とす。小麥四十五石、内、二十二石五斗は住支、二十二石五斗は錢に折し、每石錢二貫文に折す。元隨五十人、各毎月^{おの}糧二石、計一百石、每石錢三百文に折す。詔して、已降の指揮に依りて全俸を支せしむ。⁽¹⁵⁾

つまり、侍衛親軍都指揮使・淮南西路安撫使の郭振は、一ケ年に料錢四百貫と祿粟や元隨の月糧總計三百四十石を支給され

た。祿粟等を折錢によつて受けとるとすると、毎年八〇五貫を受けとるのである。⁽¹¹⁶⁾若干時代は異なるが會要職官五七天聖六年六月の條に淮西の蘄州の料錢等の支給額を載せて「縣令・簿・尉の料錢千五百三十八貫、米麥共に三百九十八石」といつている。元豐九域志によれば、蘄州は望州で屬縣に蘄春・蘄水・廣濟・黃梅の四縣があり、黃梅が上縣であるほかは、みな望縣である。したがつて四縣共に縣令・主簿・縣尉が居たと思われるので總員十二名であり、一人當りの料錢は平均で一二八貫強となり、これを十二で割ると十貫六百文強となる。第五表からも明らかのように、これは縣令簿尉の一ヶ月の料錢に相當し、結局右の蘄州の料錢總額は一年間の總計である。これを先の郭振の場合に比較してみると、郭振一人で大體蘄州の縣官の料錢の半分を受領していることになり、北宋と南宋という時代の相異からいろいろな條件を考慮しなければならないけれども、武臣に多額の俸給が支給されていたことがわかるのである。

また兵卒の費用はどれほどであつたかについては、長編卷一一二明道二年七月甲申の條に載せられた范仲淹の議論の中で、
禁軍一卒の費、歳に百千を下らず、萬人なれば則ち百萬緡⁽¹¹⁷⁾なり。

といつており、また同書卷二〇九治平四年閏三月丙午の條に張方平の議論を載せて、

略計するに、中等の禁軍一卒、歳に約五十千を給す。十萬人なれば歳に五百萬緡を費す。⁽¹¹⁸⁾

と記録している。また陳襄の古靈先生文集卷十八「論冗兵劄子」には、

禁兵の數、約七十萬。一夫の錢糧賜予、歳に五十千を下らず。則ち七十萬人、三千五百萬緡の費有り。廂軍の數、約五十萬。一夫の錢糧賜予、歳に三十千を下らず。則ち五十萬人、一千五百萬緡の費有り。⁽¹¹⁹⁾

とあつて、禁軍すなわち正規兵が一人當り年間五十貫以上百貫の費用を使い、廂軍つまり雜役兵が一人年間三十貫以上を必要としたのである。また南宋でも殆ど同じようであつて、繫年要錄卷一八二紹興二十九年閏六月乙卯の條に、

〔劉〕錡又奏すらく、已に效用三千人を招せり。乞うらくは、三等に分け、上等三分は月ごとに錢九千・米九斗を支し、中等三分は月ごとに錢七千を支し、下等四分は月ごとに錢六千を支し、米は皆八斗とせん。⁽¹²⁰⁾〔略〕之に従う。

とあって、效用軍の兵士一人の年間費用は、錢だけでは一〇八貫から七十二貫であり、先にあげた北宋の場合と、まず大差がないのである。曾我部氏が作成された北宋の兵士員數表によると、兵士の數は太宗の時四十萬餘人、眞宗の時九十一萬二千人、仁宗の時百二十五萬九千人、英宗の時百十六萬二千人ということである。これがすべて禁軍であれば、最低の費用五十貫で計算しても約二十萬貫から約六千三百萬貫が年間の必要經費となる。もちろん、張平方が樂全集卷二三「論國計出納事」の中でいつているように、これらの費用は全部が料錢ではなく、米麥・衣服なども含めた費用であり、その概要は禁軍が八百六十餘指揮、約四十萬人餘りいて、毎年料錢二百四十萬緡、糧すなわち米麥であろうが、これが名目一千二百萬石、實質七百二十萬石が必要であり、ほかに紬絹なども多數支給されていた。この點、南宋の兵員についてはよくわからないが、繫年要錄卷一三九紹興十一年二月丙申の條に、

初め建康、重兵を屯せしめ、歲に錢八百萬緡、米八十萬斛を費す。⁽¹²³⁾

とあって、建康府一處で年間八百萬緡の錢を使っていたのである。これからしても、南宋の軍事費が膨大であつたことがわかるのである。

ところが通鑑長編紀事本末卷六七「裁定宗室授官」熙寧元年九月丁酉の條に、

時に京師の百官の月俸は四萬餘緡、諸軍は十一萬緡、而して宗室は七萬餘緡なり。⁽¹²⁴⁾

とあり、神宗の熙寧元年の在京文官の俸給は、一ヶ月四萬緡餘りにすぎず、諸軍の場合も同じであるが、在京官は俸給の支給額が少く、在外官は多いという理由、および、西夏や金と戰爭状態にあつたという理由などのため、先に述べた軍兵の費用とはかけはなれて少なくなっている。文官については、在京官だけをとりあげて一概に論ずることはできないけれども、やはり俸給の總額においては武官よりも支給額が少なく、實際に軍隊を指揮する武臣や、兵隊の費用に比べれば問題にならないほど文官の費用は少なかったというべきであろう。會要職官五七崇寧五年八月七日の條に、

戸部、百官の俸廩を減ぜんことを請う。上曰く。減ずる所多からず、況んや美事ならんや、と。悉く舊に仍らしむ。⁽¹²⁵⁾

といい、同書五七政和二年六月七日の條に、

詔すらく、(略)食直俸料廚錢の類に至るまで悉く裁省するも、歳ごとに減ずること幾も無く、國用豊かならず。而も官吏遂に貧乏不足の憂有り。其れ可ならん乎。應ゆる減廢併罷の指揮は、更に施行せざれ。⁽¹²⁶⁾

といい、また同書五七紹興六年四月二十九日の條に、

詔すらく、昨ごろ指揮を降して、權りに行在官吏の俸祿を減ずるも、減ずる所多からずして、國用を補うこと無し。其れ紹興五年十一月十五日以後の減俸の指揮は、罷む可し。⁽¹²⁷⁾

といっているのは、すべて在京官の費用が少なく、とりわけ文臣官僚の場合に俸給總額が低かったことを察知せしめるものであろう。

神宗時代から、王安石の建議によって胥吏にも俸給が與えられ、これを吏祿といった。會要職官五七の最後の部分は吏祿についての記事がまとめてあるが、その中の熙寧三年八月癸未の條に、吏祿の支給額が載っている。これによると、京師の吏祿の歲額は四十一萬三千四百餘緡、監司諸州は六十八萬九千八百餘緡とある。また長編卷三九四元祐二年正月辛酉の條によると、胥吏の員數を整理したので、京師の吏祿歲額が三十二萬緡になったと記されている。⁽¹²⁸⁾したがって、全國の吏祿も百萬緡(貫)以下であったようである。

このようにみてくると、文官はいうにおよばず、⁽¹²⁹⁾武官も胥吏も、その俸給は宋朝の國家財政の歲出全體から見れば、⁽¹³⁰⁾問題になるほど大きな割合を占めるものではなかったのである。では一體、趙翼が廿二史劄記で「制祿之厚」といっているのは何を指すのであろうか。それはすでに述べたように、武臣と兵隊の俸給、つまり軍隊の俸給に他ならない。繫年要錄卷一一一紹興七年五月壬午の條に、四川都轉運使であった李迨が、四川地方の財政の收支を調査した結果を報告する上奏を載せて、次のようにいっている。

今、三千六百萬貫を以て一軍を贍し川陝[?]に屯駐せしむるも足らず。(略)議する者皆謂う、軍中の支費冗濫なりと。臣初め

亦た之を疑う。近ごろ檢察するに因りて乃ち其の實を得たり。(略)本司、宣撫司即今の官兵の實數を見得ず。止だ紹興六年、朝廷、使を遣わして取會し到れる諸頭項官兵有りて、共に六萬八千四百四十九人を計う。(略)官兵、各おの身分料錢有りて、已に折估錢に隨いて過勘するに係るを除くの外、官員に驛料折估錢・廚料・祿粟米(略)有り、軍兵に坐倉折估錢(略)有り。(略)又、諸頭項官兵數内、官員は一萬七千七員、軍兵は五萬七百四十九人なり。(注略)官員の數、軍兵の數に比べて、約六分の一を計え、軍兵の請給錢、官員の請給に比べて、十分の一に及ばず。即ち是れ冗濫は官員に在りて、軍兵に在らざるなり。(略)若し宣撫司、撥到せる錢を將て、先に軍兵に支し、次に使臣に支し、後に將官に支すれば、拖欠有りとも雖も、必ず事を闕かざるなり。蓋し將官自り以上、毎月の請俸、大段に優厚なるが故也。¹³¹⁾

四川一帶の軍隊には毎年三千六百萬貫以上の費用が必要であり、四川宣撫使配下の軍隊は六萬八千人餘りで構成されていた。これらの人員の六分の一が官員であり、彼らは兵隊の十倍以上の俸給を取っていたから、經費が不足する最大の原因はこの官員であった。この官員というのは、前後の文章から、また文中省略した双行の注で、明らかであるが、使臣や將官以上のものを指している。使臣や將官というのは、つまり大小の指揮官を意味し、すでに述べた武臣を示している。とりわけ、右の資料の最後の段に見えるように、相對的に將官以上の俸給が優遇されていたのであり、兵隊個人の俸給や費用より、これら將校たちの俸給や費用が、軍隊の經費の中で、大きな比率を占めていたのである。

結局、兵隊は人數が膨大であることから、「統兵戰守之官」すなわち將校たちは個人の俸給や費用が高額であったことから、全體として軍隊の俸給や經費が大變な額に登り、國家財政の支出部門で大きな比率を占めたのである。陳襄の古靈先生文集卷一八「論冗兵劄子」に、

臣、治平二年天下入る所の財用の大數を觀るに、都て約緡錢六千餘萬。養兵の費、約五千萬。乃ち是れ、六分の財、兵は其の五を占む。¹³²⁾

といい、また玉海卷一八五「慶元會計錄」の條の最後の双行注の中で、

姚愈言う。熙豐の間、月支は三十六萬。宣和の末、二百二十萬を用う。渡江の初め、連年兵を用い、月支、猶お八十萬を過ぎず。比年、月支百二十萬。大略、官俸は十の一を、吏祿は十の二を、兵廩は十の七を居し⁽¹³³⁾む。

と述べ、さらに山堂先生群書考索續集卷四五「財耗於兵官」の條に、

紹興の初め、兵を養うこと僅ほどんど百萬。今、中外纔かに四十萬なるのみ。比來、弊は直ただ餉軍に合う。左藏を理會するに、養兵に支するもの、十の七を居し⁽¹³⁴⁾む。

とある。また朱子語類卷一一〇「論兵」の條に、

財賦を論じて曰く。財用足らざるは、皆、養兵より起る。十分に八分は、是れ養兵なり。其の他の用度、止だ二分の中に在り⁽¹³⁵⁾。

とか、同じ條に、

今天下の財用、養兵に費やす者、十の八九なり。一百万貫もて一萬人を養う此れ一歳を以て計る⁽¹³⁶⁾。

といわれているのは、すべて軍隊の俸給や経費が膨大であり、國家財政の支出の七割から八割以上を占めていたことを明示し、先に述べたことを證明するものである。

おわりに

本稿では、宋代の俸給について、制度的な面から若干の考察を行った。多種多様な俸給の中で、料錢・添支増給・職錢の三つは制度的に密接な関係にあることから、本稿の主たる対象に採り上げた。他の多くの支給種目についても、さらに研究を進めねばならないが、同時に、料錢などが實際の官僚の生活でどれほどの價值を持っていたのか、さらに、俸給が大土地所有や商業活動など官僚の經濟的基盤といわれるものとどのような關係にあったのか、などの問題も残っている。一方、本稿で扱っ

た俸給制度じたいについても、例えば、俸給が銀や會子で支拂われていることを、さらに明確にした上で、宋代經濟の通貨の問題との関連をあとづけることなどの問題がある。いずれにしても、本稿は宋代官僚社會を俸給とのからみあいから考えた第一歩にすぎない。残された多くの問題については、いずれ稿を改めて解決してみるつもりである。

註

- (1) 本稿をまとめるに當って、最も困難を覺えたのは、複雑な宋代の官制であった。もし宮崎博士の「宋代官制序説」(佐伯富編宋史職官志索引所收)が無ければ、恐らく手をつけることは不可能であつたと思われる。本論中、いちいち断つていないが、この一篇によって論旨を進めたところが多々ある。また、佐伯教授には、目下印刷中の「宋代文集索引」のゲラ刷りを見せて頂くという便宜を計つていただいた。さらに本所の田中教授、梅原助教から数多くの助言をいただいた。最初に記して諸先輩に感謝する。
- (2) 安田修一「宋代の職田について」史潮七一、「宋代職田の管理について」山崎先生退官記念東洋史學論集。
- (3) 佐伯富「宋代の公使錢について——地方財政の研究——」東洋學報第四七卷第一・二號。
- (4) 曾我部靜雄「宋代の公使錢と官妓」文化第二八卷第三號。
- (5) 梁天錫「宋代之祠祿制度」大陸雜誌第二九卷二期。
- (6) 宋史卷一七一職官志十一奉祿制上に、宋初之制、大凡約後唐所定之數。とあり、宋會要輯稿職官五七、章如愚群書考索後集卷一六なども同様である。なお以後、宋史職官志は職官志、宋會要輯稿は會要、續資治通鑑長編は長編、文獻通考は通考、建炎以來繫年要錄は繫年要錄とそれぞれ略稱する。
- (7) 會要職官五七乾德四年五月。長編卷七乾德四年丙子。
- (8) 會要職官五七乾德四年七月の條に「詔曰。州縣之職、民政是親。自來所請料錢、多是折以他物。既將貿易未免擾人。豈惟傷廉、抑亦犯禁」と見える。
- (9) 俸戶は乾德四年七月丁亥(長編卷七・會要職官五七)に設けられたが、この時は州縣官を對象とした。幕職官に對しては開寶四年十一月庚申(長編卷一二・會要職官五七)に制定された。俸戶はもともと五代後漢の乾祐三年七月辛巳に設けられたもので(舊五代史卷一〇三漢書五隱帝紀下・五代會要卷二八諸色料錢下・長編卷七乾德四年七月丁亥。ただし長編に言う乾祐二年は誤り)、太祖はそのまま踏襲した。しかしあまり便宜的に借用したためか、開寶九年(太平興國元年)十一月戊辰に全廢された(長編卷一七・會要職官五七)。後周が後漢の俸戶の制を廢止した時、その減給分を米麥の増給で補つたが、宋もこの先例にならつて米麥の増給を行つた(五代會要卷二八諸色料錢下・長編卷一七)。なお俸戶についての議論が長編卷八一大中祥符六年七月丁巳の條に見える。
- (10) 職官志十一。會要職官五七乾德四年七月。
- (11) 本文は次の通り。「(前略)臣竊見、今之結髮登朝陳力就列。其俸也、不能致九人之飽、不及周之上農。其祿也、未嘗有百石之入、不及漢之小吏。若乃左右僕射、百僚之師長、位莫崇焉。月俸所入、不及軍中千夫之帥。甚可駭也。豈聖朝稽古之意哉。臣欲乞、今後百官俸祿雜給、並循舊制。既豐其稍入、可責以廉隅。(下略)」
- (12) 宋大詔令集卷一七八「俸賜」。長編卷七九。會要職官五七。
- (13) 玉海卷一三五「嘉祐祿令」には十月丙午とある。
- (14) 通考卷六五「祿秩」に「乾興已後、俸祿・添給・餘人錢之制、更革爲多。至嘉祐始著於祿令(令)。自宰相而下、至嶽瀆廟主簿、凡四十一等。熙寧以來、悉用嘉祐祿令(令)、無所損益」と言い、職

官志十一にも同様の記事がある。

- (14) 長編卷一三三寶元二年六月壬戌。玉海卷一三五官制祿秩「祥符定百官俸」。古今合璧事類備要卷六臣道門・俸祿「不得輒減」。また、慶曆二年にも料錢などの削減が考えられたが、これも實施されなかった。このことは會要職官五七慶曆二年四月の條に見える。

- (15) 長編卷四二五元祐四年四月乙巳及び同書卷四四一元祐五年四月の梁燾の議論。

- (16) 會要職官五七紹聖二年六月二十一日の條。通鑑長編紀事本末卷一〇〇「哲宗皇帝」紹聖二年六月乙酉の條。

- (17) 會要職官五七崇寧五年八月七日及び政和二年六月七日の條。通考の本文は次の通り。「至崇寧間、蔡京秉政、吳居厚・張康國輩、貪鄙爲徒。於寄祿官俸錢・職事官職錢外、復增供給食料等錢。如京僕射俸外、又請司空俸。其餘僚從錢米、並支本色。餘執政皆然。視元豐制祿之法、增倍矣」。また職官志十一、群書考索後集卷一六「吏祿類」に同様の記事がある。さらに群書考索續集卷三九「宋朝祿秩」の條に「崇觀姦臣、自奉過度。俸錢職錢之外、又有食料等錢。有言之者、則以減俸非治世事之說止之」とあるのも同じである。

- (18) 繫年要錄卷一建炎元年正月乙巳の條。

- (19) 會要職官五七紹興二年八月十七日の條、及び繫年要錄卷五七の同年同月甲辰の條。

- (20) 玉海卷一三五「紹興重修祿秩新書」の條に「先是、有詔、將嘉祐・熙寧・大觀祿令、并政和祿令格、及續降旨揮、編修。至是、續修上之」とあって、北宋の制度を参照して、紹興八年に南宋の制度が成文化されたのである。なお、熙寧・大觀・政和の祿令等については詳らかにできない。

- (21) 會要職官の本文は「詔、宰執俸錢支賜。見任宮觀、及有差遣待闕。並未差遣京朝官以上俸、並權減三分之一。軍興之際、財用闕乏故也」である。また繫年要錄卷七及び宋史卷二四高宗本紀にも略記されている。

- (22) 宋代の俸給について

- (23) 繫年要錄卷七建炎元年七月己亥の條。

- (24) 「詔、除責降人外、見任宮觀、及未有差遣待闕京朝官以上俸錢、依舊全支」。

- (25) 自渡江、宰輔已減俸三之一。至是、趙鼎等復請於內權減二分。從之。於是、行在官吏俸祿、皆權減。

- (26) 會要職官五七紹興六年四月二十九日の條。繫年要錄卷一〇〇同年四月丙寅の條。

- (27) 會要職官五七を見るに南宋の記事に眞俸とか全俸とか言う用語がよく現われる。これは俸給の全額という意味で、恩典として特別の場合に全額支給が行われたのである。繫年要錄にもよく現われる言葉である。一方、北宋の場合にも全俸という用語がよく出てくる。北宋では致仕官に俸給の半額を支給するのが常であったが、時として全額を與えることがあり、この時に全俸という言葉を使っている。

- (28) 南宋の時にも、致仕官に全額支給した場合も考えられるのであるが、資料上、追跡することはできなかった。

- (29) 玉海卷一三五「紹興重修祿秩新書」の條、及び繫年要錄卷一〇五紹興六年九月丁亥、同書卷一二二紹興八年十月丙辰の各條。

- (30) 職官志十二に「隆興及開禧、自陳損半支給。皆權宜也」とあり、通考卷六五も同じ。會要職官五七の隆興元年の諸條。

- (31) 兩朝綱目備要は「命修祿令。有司考課祿之制。真類成書。以爲法式」とするが、宋史全文續資治通鑑卷三〇嘉定七年五月壬辰の條に「命有司、考賦祿之制、真類成書、以爲法式」とあって、課を賦に改めることによって意味が理解し易くなる。

- (32) 通考卷六五では同じことを添給といっている。なお添支、増給、添給はそれぞれ動詞として使用される場合もあるので注意しなければならぬ。

- (33) 職官志十一に「觀文殿大學士料錢支賜、資政殿大學士料錢支賜、翰林學士承旨・學士・龍圖・天章閣直學士・知制誥・龍圖・天章閣直」

(34) 學士職各五四、絹十七匹。自承旨而下、加一匹。綿五十兩。已上俵、職本官。宋史卷二九六杜鎬傳。

(35) 又奏。臣等見編修祿格。伏觀、學士添支、比正任料錢、相遠邇。且如觀文大殿學士、節度使、從二品、大學士添支錢三十貫而已。節度使料錢乃四百千、儼從粟帛等稱是。或謂、大學士自有寄祿官料錢、故添支數少。臣等以、銀青光祿大夫、任觀文殿大學士、較之則通料錢添支、不及節度之半。其厚薄之不均、明矣。切謂、觀文殿大學士、近制、非曾任宰相者不除。而節度使、或由行伍、或立戰功、皆得除授。曾無流品之別。則朝廷願遇大學士、豈輕於節度使哉。而祿秩甚微、殊未相稱。自餘學士、視諸正任、率皆如此。

(36) これらのことも會要職官五七大觀三年九月十一日の左廂の上奏、つまり註(35)の省略した所に見える。

添支が貼職錢に改められた様子や貼職錢の内容について、會要職官五七宣和三年六月十一日の條に次のように記している。「戸部尙書沈積中・侍郎王蕃奏。契勘、元豐法、帶職人係依嘉祐祿令。該載、觀文殿大學士以下至天章閣直學士、除料錢隨本官外、等第支破添支、內錢三等、自三十貫至十五貫。米麵兩等、自八石至五石。昨於大觀年後來、因敕令節次起請、將添支錢改作貼職錢。觀文殿大學士至直祕閣、自一百至一十貫九等支破。兼增添在京供職米麥、觀文殿大學士至待制、自五十石至二十五石四等支破。比之舊法、增多數倍」。「切詳、帶職官、授內外差遣、自有寄祿官請受、并本任添給。又依此則例、支破貼職錢米麥、係是兩重顯屬太優。欲望、應帶職人請給、並依元豐法施行。(中略)詔並依元豐法」。この上奏は註(36)の沈積中らの上奏の後半部分である。なお本文中の用語を説明すると、請受は通考卷六五に「諸稱請受者、謂衣糧料錢、餘並爲添給」とあるように、料錢と衣賜と祿粟を指す。請給も大體同じ意味内容である。添給はこの場合は職事官の職錢を指すと解するのがよさそうである。職錢が添支と呼ばれたことはすべに本論中で述べたが、添支・添給が通用されることから、まずここでは職錢を指すとして誤らないと

考えられる。

(38) 會要職官五七崇寧四年三月二十九日の條。

(39) 詔、自今除授職事官、並以寄祿官品高下爲法。凡高一品以上者爲行

下一品者爲守。下二品以下者爲試。品同者、不用行守試。

(40) 「詔、大理寺・國子監官、差承務郎以上。如無即差選人充正官。立

行守試請受法」。また長編卷三二六元豐五年五月辛巳朔の條。

(41) 會要職官五七同年月日の條、および長編卷四二二同年月癸卯の條。

(42) 會要職官五七同年月日の條。

(43) 會要職官五七と職官志十一とに見える第一期の支給額に若干の異同

がある。乾德四年七月に、幕職州縣官の最低料錢を六貫から七貫に

引き上げたが、このことは二つの記録に載せられている。この時か

ら六十年を経た仁宗の天聖四年に開封府の開封・祥符の二縣に縣丞

を置き、料錢を十五貫と決めたが、これは會要に見えて、職官志に

記載されていない。また眞宗の大中祥符五年に「定加」された百官

の料錢額と會要・職官志の記載額とは殆ど一致する。このことから

會要も職官志も大中祥符五年以後の資料によって書かれたが、職官

(44) 志より會要の方が、後の記録を見たものであることがわかる。

長編や會要職官五七を見ると「特給見錢」とか「特與支見錢俸」と

かいわれ、また見錢を支給する對象には特別の理由をつけて支給し

ている。會要職官五七には數多くの例が見られるが、長編では卷一

四七慶曆四年三月壬申の條や、卷二七四熙寧九年四月丁丑の條など

が好例である。

(45) 會要職官五七大中祥符五年十一月の條の後に混入した一段で、本文

は「本朝之制、皆約後唐所定數。其非兼職者、皆一分實錢、二分折

支」である。

(46) 職官志十一。

(47) 會要職官五七、通考卷六五、職官志十一・十二の隨所に「一分見錢、

二分折支」の支給比率が見え、総合すると第一・二・三期とも、こ

の原則が通用されている。

(48) 自今、以度支官錢、給其三分之一。其二分、以官物給之。當以時價貴賤、計其直、無使官吏受祿不充、失其舊貫。

(49) 「應內外文武臣僚等、折支俸錢。舊以八分爲十分支給。自今並以實價給之。」この詔は雍熙四年十一月庚辰のもので、會要職官五七雜熙四年十一月の條、古今合璧事類備要卷六俸祿「以實價給」の項などにも見える。

(50) 會要職官五七至道三年八月の條に、「令有司重定百官俸給折支物。先是、三司估其物、率增市直數倍。眞宗聞之、詢於度支使王延德。延德言、往例行之已久。帝遽令改估」とある。

(51) 「自今、掌事文武官使臣、各請折支、並給見錢六分、外任給四分。其外任願請折支外物者、亦聽」。この詔は景德四年九月壬申のもので、長編卷六六、會要職官五七にも同様の記事がある。

(52) 自今、掌事文武官、月奉給折支。京師、每一千、給實錢六百、在外四百。願給他物者、聽。

(53) 京東西・河北・河東・陝西、幕職州縣官、所受俸、合支一半折支者。自今、每貫給見錢七百。

(54) この資料は第一節の(イ)料錢の項でふれたが、本文は次の通り。「金科玉條、所掌尤重。非稍優其常俸、何以勸其盡心。自今、刑部大理寺官、自少卿郎中以上、月俸支二分見錢。員外郎已下、全支實俸」。これは宋大詔令集卷一七八俸賜「刑寺官俸增見錢詔」にあり、太平興國七年八月乙亥のもの。長編卷二三、會要職官五七にも見える。

(55) 「今州縣之吏、最爲親民。俸祿至微、甚無謂也。先是、除西川廣南外、諸道州府幕職州縣官俸錢、三分中二分、給以他物。自今、以緡錢給其半。餘以他物充」、また會要職官五七端拱元年六月の條も同様。見錢支給率が上昇して行くことについて、銅錢の鑄造額との關係を無視することはできない。また現物支給の場合、現物の換金や物物交換のため民衆に被害を及ぼすことがあり、それは註(6)の資料に明らかである。これらのことが原因となって見錢支給が推し進められたのであろう。

(56) 宋代の俸給について

(57) 會要職官五七に見える熙寧二年十二月二十五日、元豐五年四月十七日(長編卷三二五)、元豐七年十一月五日、大觀二年三月九日、宣和元年五月二十四日の諸條。見錢支給は特例で、致仕官にも「二分見錢、二分折支」が原則であった。

(58) 會要職官五七の至道三年十月(長編卷四二)、咸平三年五月(長編卷四七)の諸條。

(59) 會要職官五七に見える太平興國二年四月、太平興國八年十一月、咸平元年六月、咸平二年六月、大中祥符三年四月(長編卷七三)、大中祥符七年七月(長編卷八三同年十月丙辰)、天聖四年七月、天聖七年六月、政和二年六月九日、政和七年正月一日の諸條。

(60) 會要職官五七元豐元年五月二日(長編卷二八九)の條。在京官吏、有一職兼數局、而添給從而隨之。或元無添給則例、創行増立。或不由有勸給、直行判支。冗費邦財、爲害最大。伏望、睿斷並依元豐舊法、官吏除本職請給外、兼局雖多、止許從一多給。

(61) 凡諸職事官職錢、不言行守試者、準行給。職事官衣、如寄祿官例。及無立定則例者、隨寄祿官給。職料錢米麥、計實數給。兩應給者謂職錢從多給。諸承直以下充職事官、聽支階官請受及添給。諸稱請受者、謂衣糧料錢、餘並爲添給。

(62) 「詔、不帶職官、充侍讀侍講崇政殿說書、其請俸、依職事官例、支見錢」。また長編卷三八五にも見える。

(63) 安部健夫「生熟券支給制度略考」桑原博士還曆記念東洋史論叢。宋史卷一六二職官志「三司使」の條から俸給關係の記事を拾ってみると次の通り。

「度支、掌天下財賦之數、每歲均其有無、制其出入、以計邦國之用。(略)度支分掌八案。(略)二曰錢帛案、掌軍中春夏冬衣、(略)七曰斛斗案、掌兩京倉廩、(略)八曰百官案、掌京朝幕職、百官祿祿、(略)五曰衣糧案、掌勾校百官語單、(略)勾當諸司馬步軍糧料院官、各一人、以京朝官充。掌文武官諸司諸軍給受奉料、批書券曆、諸倉庫案驗而廩賦之。勾當馬步軍專勾司官、一人、以京朝官充。三曰、掌諸軍兵馬

(66) 逃亡收併之籍、諸司庫務給受之數、審校其欺詐、批曆以送糧料院。以上並屬三司使。元豐官制行、罷三司使、並歸戶部。

宋史卷一六三職官志三「戶部」の條から俸給關係の記事を拔萃すると次の通り。「國初以天下財計歸之三司。(略)元豐正官名、始並歸戶部。(略)其屬三、曰度支、曰金部、曰倉部。(略)度支郎中・員外郎。(略)若中外祿賜及大禮賞給、皆前期以辦。歲終則會諸路財用出入之數、奏于上。(略)凡内外支供及奉給驛券賞賜衣物錢帛、先期擬度、時而予之。(略)金部郎中・員外郎。(略)合同取索及奉給時賜、審覆而供給之。分案六(略)曰請給、本文中、以辦の二字は、百納本では空白となっているので、殿版によって二字を補った。また「合同取索」とは建炎以來朝野雜記甲集卷十「内侍兩省」および卷十七「合同憑由司」の條に明記されているように、合同憑由司が宮禁に必要な金帛などを「取索」することを用いる。

(67) 宋史卷一六五職官志三「太府寺」の條の俸給關係の記事は次の通り。「凡廩藏貿易、四方貢賦、百官奉給、時皆隸三司。本寺掌但供祠祭香幣帨巾神席及校造斗升衡尺而已。元豐官制行、始正職掌。(略)凡官吏軍兵奉祿賜予、以法式頒之。先給曆、從有司檢察、書其名數、鈎覆而後給焉。(略)左藏東西庫。掌四方財賦之入、以待邦國之經費、給官吏軍兵奉祿賜予。(略)糧料院。掌以法式頒廩祿。凡文武百官諸司諸軍奉料、以券準給。」

(68) 「戶部言。勸給請給、糧料院・審計司、只得拖曆批勸。除(餘)並聽太府寺指揮。仍令本寺指定依某年月日條式、合支名目則例、月分姓名、貫百石斗錢數。行下所屬、糧審院勸驗批放。如係無法式、或雖有法式而事理疑惑不能決者、即申度支取決、不得泛言依條施行。逐處亦不得承受。(略)從之。」また同じ記事は會要職官二七「太府寺」同年月日の條に見える。

(69) 戶部言。准指揮。委官、前去浙東西江東路諸州軍、點檢官吏俸給。每月具折支錢會曆、結押申繳。赴戶部驅磨勘會。(下略)。

鄧廣銘「宋史職官志考正」(國立中央研究院歷史語言研究所集刊第

(70) 十本)の「太府寺」の條に、會要職官二七「審計司」の項を引いて「建炎元年正(五)月十一日。詔。諸寺(司)專司・諸軍專司、專字下犯御名同音者、改作諸軍諸寺(司)審計司」といいながら、審計司は會要職官二七「太府寺」の條では專勾司としていと述べている。いったい鄧氏は何をいいたいのかわからないが、審計司は建炎元年五月になって北宋の初め勾當馬步軍專勾司にはじまり、元豐の改革以後は太府寺の專勾司として續いて來たものを、改名して生まれたので、繫年要錄卷五にも見える事實である。従って太府寺の審計司は南宋のもので、專勾司は北宋のものということになるが、多くの資料では混同される場合が多い。右の鄧氏の引用文で()を附したのは原典によって訂正した文字である。また同じく「奉祿」の條に、「東官三少……御史中丞、五十千。案、五十千當從會要及分紀作五十五千」と述べてある。職官志十一によれば「東宮三少・御史大夫・尙書、六十千。門下・中書侍郎・太常・宗正卿・左右丞・諸行侍郎・御史中丞、五十千」とあって、鄧氏は六十千を支給される東宮三少らを五十五千にしているが、明らかに引用の誤りである。門下侍郎以下が五十五千を支給されるのは會要や職官分紀だけでなく、宋大詔令集卷一七八によっても明らかなのである。偶然見た二つの「考正」が杜撰なのかも知れないが「宋史職官志考正」を読む時は注意が肝要である。したがって、佐伯富編「宋史職官志索引」の審計司の項で「(當作專勾司)」と書かれているのは必ずしも十分な正確さをもっていない。

(71) 建炎。詔。罷太府寺。以其所掌職務、撥隸金部。

(72) 省太府・司農寺、歸戶部。紹興二年五月戊午、復太府。三年十一月庚戌、復司農。(略)皆用軍興、併省也。

(73) 會要職官二七「太府寺」紹興元年五月二十三日の條、及び繫年要錄卷四四同年同月戊午の條。

(74) 會要職官二七「太府寺」紹興四年五月二十六日の條、及び繫年要錄卷四四紹興元年五月戊午の條。

(75) 本来、請受文曆などは太府寺が出給するもので、特別の場合、後述するように戸部から出給されることがあった。會要食貨五一「度支庫」紹興三年正月七日の條に、度支が文武官の料錢文曆を出給した記事があり、これには特別な條件が何もつけられていない。紹興三年頃は、まだ太府寺の體制が整っていなかったため、本来太府寺の行うべき文曆の出給を、戸部が代行していたことの證據と考えられるであろう。

(76) 安部健夫前掲論文。なお券給方法について、氏は第一類と第二類とに分けて考察されているが、文臣官僚の場合は、第一類が該當するもので、第二類は一應除外した。

(77) 「權發遣三司使李承之等言。文武官諸司人請給、及外縣諸軍衣賜賞給。先經專勾司直批勘於糧料院。今欲、並令先赴糧料院批勘。次送專勾司勾磨。從之」。會要職官一七「太府寺」元豐二年六月九日の條も同じ。

(78) 權判三司度支勾院張應物言。今後左右金吾千牛衛長史・中書省主事(略)等、所支料錢、令本屬處、依京朝官例、逐月俱(具)合請人數姓名、牒三司、勘會支給。從之。

(79) 詔、文武百官諸司使副已下、并三班使臣、及諸色人請受。自來合係正身、各別出給請受文曆。如經改轉職名、給出官合出新曆、并爲事停落及逃亡人等。仰糧料院、起置文曆。

(80) 「切見、天下勘給官吏軍兵請受、及勘支官物。並須先由糧料院批勘、封送勾院、點檢勾勘訖、倉庫方得依數照支。今天下州府、糧料院批勘、而判勾即皆專委通判。蓋通判是本州按察官。使之判勾、則其勢可以點檢糧料院違條妄支官物及諸般差錯作弊等事。唯縣則皆倒置不同。今府界等縣勘給務、反令知縣領之。簽勾反令監當官領之。夫監當官、視本縣長吏、其勢與按察官無以異。雖坐視勘給務違法等事、在於人情、豈敢追呼點檢。欲乞、特降指揮、應縣有勘給務處、俾監當官兼之、而簽勾即專委本縣長吏。如此則簽勾之勢、可以點檢勘給務。而關防之法、不爲虛設矣。從之」。なお、本文中の「勾院」とい

宋代の俸給について

うのは專勾司のことを意味するのであろう。

(81) 地方における俸給制を通判に檢察させているのは南宋でも同じで、會要職官五七建炎二年七月十九日の條にも明記されている。

(82) 在京糧料院は長編卷二四二熙寧六年正月己酉の條に「三糧料院」とあり、同じく卷二八〇熙寧十年正月丙子の條に「勾當步軍糧料院」と見え、職官志では「勾當諸司馬步軍糧料院」とあることから、元來、諸司・馬軍・步軍に分かれていたのであろう。繫年要録によると、南宋初めは「幹辦行在諸司糧料院」と「幹辦行在諸軍糧料院」との二つに分かれていた。長編卷二九八元豐二年六月丙午の條に「合馬步軍兩院、爲一。置兩專勾司、分勾百官諸軍請受」とあって、馬軍步軍の糧料院が合併されたのは元豐二年のことであったのである。續く專勾司の記事から明らかのように、文臣官僚の俸錢を擔當したのは諸司糧料院であった。

(83) 元豐以後は、太府寺が下級部局の檢察をへた上で料錢文曆を發行するのが原則であったが、太府寺が文曆を出給しない時などに、直接戸部から支給されることがあった。ただ戸部が文曆を出給するのは特別の例外的措置で、特に南宋においてだけ見られるようである。會要職官五七の紹興三年九月十九日、同五年二月十五日、同十二年五月二十七日、同年五月二十九日の諸條に記されている。

(84) 詔、自今外任文武百官使臣、所請料錢、須於逐處接續逐月勘請。不得積留月分、帶來京中、一併請領。

(85) 兩浙犒賞酒庫監官料錢衣賜、今(令)所在州軍依條幫勘。

(86) 詔、應監司并屬官、赴行在、合破供給、並於元置司州軍請領。

(87) 會要職官五七乾道四年十一月八日の條に「詔、新差權發遣無爲軍徐子寅、已降指揮、令往楚州界相視、措置官田。除糧(糧)料院供到合請料錢・職錢・貼職錢・廚食錢・特支米外、每月添支特給錢七十貫、於所在州軍、按月批支」とあって、料錢などは無爲軍で支給されたのであろうが、楚州一帯を巡回して官田を措置するという特別命令に對して、毎月七十貫の手當が與えられたが、これは巡回して

いる場所でもらったのである。

- (88) 「詔、蔣青見任宰相、丁憂。與依典故、給月俸之半。今(令)所在州軍、按月支給。丁憂によって現職を退いた時は、現職の半分の俸給が與えられていたのである。

- (89) 詔、故太尉蕭琦妻榮國夫人耶律氏、(略)特與支破國夫人合得諸般請給。令建康府按月支破。

- (90) 德音。陣亡之家、錄用子孫親屬。雖未出官、依條合先次起支請受。蓋朝廷優恤其家、爲死事者之勸。尙慮州縣官司、非理阻節、不即支給、却致失所。

- (91) 宮觀岳廟の差遣を受けた人にも、「於所居州軍、按月批勘」したことが、會要職官五七建炎三年十一月七日の條に見える。

- (92) 會要職官五七建炎三年三月二十一日の條に「詔、行在官如願將料錢米麥、於所寄州軍請領者、聽」と記されている。南宋で地方の現在の州軍で俸給を支給しているのは、財政困窮という條件を考えねばならないが、特にこの資料は、そういった背景が影響したものであらう。

- (93) 毎月俸料錢外、欲毎月支給錢五百貫文。(略)乞於經總制錢內支給。本部勘當、欲乞、依立定期例支給。將長史司馬路鈐記室參軍事、依知州通判職官路鈐例、於公使庫支給外、所有皇子大王并參議幹辦府隨行醫官使臣供給、緣置之初、恐難應副。許於經總制錢內支給。從之。

- (94) 公使錢から俸給などが支給されていることは會要職官五七元豐元年十一月二日及び長編卷二九四に見える。

- (95) 乞、依舊、於紹興府上供經總制錢帛湖田米內支給。從之。

- (96) 繫年要錄卷九二紹興五年八月癸卯の條に「左朝奉郎充秘閣修撰趙子偁、主管台州崇道觀、俸給如小郡知州例、仍折支見緡、並於上供錢內支給」とあり、また同書卷一八五紹興三十年四月丁巳の條に「詔、恩平郡王璣恩數請給。並依前宗室士褒例。璣奏、一行官吏請給、乞令紹興府以上供經制錢支。從之」と見えるように、上供錢や經制錢、

それに總制錢をいっているが、これらが俸給の財源になっていたのである。

- (97) 「詔、紹興府每歲於合發上供苗米內、支撥五百石……」。また繫年要錄卷一二四にも同じ記事がある。

- (98) このほか地方の俸給の財源としては、市易務の錢(長編卷三三七熙寧五年八月己丑)、常平錢(會要食貨二六紹興十三年六月一日及び會要食貨六三紹興二十七年十二月三日)などがある。

- (99) 所有供給。令逐路轉運司、別作一項措置、依時給散。如米麵數少、即許於係省錢物內支破。具數申尙書省。

- (100) 係省錢米が支給されたことは、會要食貨六三紹興二十七年十二月三日の條にも見える。

- (101) 尙書省勘會。諸路近各添置六曹建椽及宮廟并不釐務宗室巡尉等官、所支添給。切慮、轉運司財用不足、艱於支給。詔、令諸路運司、各具逐路添給每月破數聞奏、別行應副支給。

- (102) 知鬱林州王過奏、乞將州軍減罷官、逐路總領其員數、計其供給、別行稽管、年終發赴戶部交納。(略)本部今看詳。欲乞、下諸路提刑司、依本官所乞事理、取見州縣所減錢數、自隆興二年爲始、隨總制錢起赴行在送納。從之。

- (103) 曾我部靜雄「宋代財政史」第一篇宋代の財政一般、七重課の原因。また愛宕松男「アジアの征服王朝」(河出書房版世界の歴史11)一三〇頁にも、宋代の文武官の俸給が高額であったといっておられる。なお宮崎市定「胥吏の陪備を中心として——中國官吏生活の一面——」一、緒言「官と吏と役、二、宋代役人の陪備、に若干俸給について述べられている。そこでは、中國では官員の俸給は歴代低いものであり、宋代の官は歴代に比べて比較的高額であったに過ぎないことを論じておられる。

- (104) 今添差一路分都監之類、月奉數百緡。輟一員之費、已可養十寺監丞。今部縣添差之官、莫知其數。一通判鈐轄之俸、不啻養三四館職、一監當椽(椽)尉之俸、足以養一館職而有餘也。

105

(106)

元來、館職の俸給は低かったのであり、それがため、貼職錢が設けられたのである。繫年要錄卷九二紹興五年八月甲辰の條に「一館職之俸入、僅比一小使臣。小使臣動以萬數。何獨於館職、較此微祿哉」といわれているように、武階官の從八品から從九品にあたる小使臣と文學の士を優遇するはずの館職とが、俸給上同じようなものであったのである。

(107)

地方官の中では州と縣との間に隔差があった。會要職官五七政和八年三月三日の條に「臣僚言、州軍唯知州通判、所得供給、往往優厚。其次兵職監當官及倚郭知佐等、謂之州官。亦預供給。其外縣鎮官等、所得甚微、至有全不霑及者。欲望、特詔有司、並須據等、内外均給、從之」とあって、州軍や縣鎮などによる不均衡を是正しようとしているのである。

(108)

以右神武大將軍李從謙、守本官、充安遠軍行軍司馬、月給俸錢三千。從謙故吳王煜之弟、僞封吉王。歸朝爲大將軍。聚族五十口、寓京師、幾二十年。貧不能自給。因上表求外任。而有是命。

(109)

樞密院言。「劉」文顯等、皆年踰七十、猶貪祿在外而不自退也。

(110)

在京官が外任を求める原因として、俸給が高いことのほかに、次のような理由もあった。長編卷三一淳化元年十月乙丑の條に「賜知白州蔣元振絹三十疋米五十石。元振、江東人。清苦厲節、親屬多貧不能膳養。聞嶺南物賤。因求其官、寄家於潭州、盡留俸祿供給。元振啜菽飲水、縫紙爲衣。頗以簡易爲政、民甚便之」とあって、物價が低く、生活費が節約できるであろうから、外任官それも嶺南の官を求めたのである。

(111)

詔、今後武臣不得陳請眞俸。以臣僚言、武臣眞俸甚厚、中興以來、立借減之法、而陳請不絕、乞行禁止。故有是詔。

(112)

例えば、會要職官五七紹興二年八月十七日（繫年要錄卷五七同年月甲辰）、紹興三十一年七月二十三日、同年九月十七日、同年十月二十日、乾道九年六月五日の諸條に統兵官、統兵戰守官の減借免除の記事が見える。

宋代の俸給について

(113)

紹興中。以財用窘匱、武臣以軍功入仕者甚衆、俸給米麥、雖宗室亦減半支給。其後半復中損、至於再三。遂至正任觀察使纔請兩石六斗。唯統兵官依舊全支。

(114)

戶部狀、准批下總領兩淮浙西江東財賦軍馬錢糧所申、得首言、郭振諸般請給可特支全俸。本部勘當、統兵戰守之官、合支諸般全分請給、下項。料錢四百貫文。祿粟一百五十石。准細色九十石、內米四十五石、二十二石五斗住支、二十二石五斗本色。小麥四十五石、內二十二石五斗住支、二十二石五斗折錢、每石折錢二貫文。元隨五十人、各每月糧二石、計一百石、每石折錢三百文。詔、依已降指揮、支全俸。

(115)

會要職官五七乾道六年閏五月十二日の條に「詔、侍衛親軍都指揮使淮南西路安撫使郭振、諸般請給、可特支全俸」とあることによつて郭振の地位が明らかである。

(116)

これを年收と確認したのは、職官志十一「武臣奉給」及び十二「増給」によつて計算した結果である。

(117)

禁軍一卒之費、歲不下百千。萬人則百萬緡矣。

(118)

「略計、中等禁軍一卒歲給、約五十千。十萬人、歲費五百萬緡」。なおこの記事は樂全集卷二四「論國計事」から長編が採つたものである。

(119)

禁兵之數、約七十萬。一夫錢糧賜予、歲不下五十千、則七十萬人、有三千五百萬緡之費。廂軍之數、約五十萬。一夫錢糧賜予、歲不下三十千、則五十萬人、一千五百萬緡之費。

(120)

錡又奏。已招效用三千人。乞分三等、上等三分月支錢九千米九斗、中等三分月支錢七千、下等四分月支錢六千、米皆八斗。（略）從之。曾我部靜雄「宋代の效用軍」（文化第二二卷第五號）参照。

(121)

前掲「宋代財政史」

(122)

初建康屯重兵、歲費錢八百萬緡・米八十萬斛。

(123)

「時京師百官月俸四萬餘緡、諸軍十一萬緡、而宗室七萬餘緡」。また能改齋漫錄卷一三「熙寧月俸」に同様の記事あり。

四六五

(125) 戸部請減百官俸廩。上曰、所減不多、況美事。悉仍舊。

(126) 詔、(略)至食直・俸料・厨錢之類、悉從裁省、歲減無幾、國用靡

豐、而官吏遂有貧乏不足之憂。其可乎。應減廢併罷指揮、更不施行。

(127) 「詔、昨降指揮、權減行在官吏俸祿、所減不多、無補國用。其紹興

五年十一月十五日以後減俸指揮、可罷」。なお鑿年要錄卷一〇〇にも

(128) 同様の記事がある。

會要職官五七の吏祿を記載した部分の同年月日の條。また吏祿額に

(129) ついては宋史卷一七九の食貨志會計の條にも見える。

武官の俸給もそれほど多額でなかったことは會要職官五七紹聖二年

(130) 六月二十一日の詔から推測できる。

曾我部氏「宋代財政史」第一篇の四、五に國家財政全體の規模が明

(131) らかにされている。

「今以三千六百萬貫、贍一軍、屯駐川陝、而不足。(略)議者皆謂、

軍中支費冗濫。臣初亦疑之。近因檢察、乃得其實。(略)本司不見

得宣撫司即今官兵實數。止有紹興六年朝廷遣使取會到諸頭項官兵、

共計六萬八千四百四十九人。(略)除官兵各有身分料錢、已係隨折

估錢過勘外。官員有驛料折估錢厨料祿粟米。(略)軍兵有坐倉折估

錢。(略)又諸頭項官兵數內、官員一萬七千七員、軍兵五萬七百四

十九人(注略)官員之數、比軍兵之數、約計六分之一。軍兵請給錢、

比官員請給、不及十分之一。即是冗濫在官員、不在軍兵。(略)若

宣撫司將撥到錢、先支軍兵、次支使臣、後支將官。雖有拖欠、必不

闕事。蓋自將官以上、每月請俸、大段優厚故也。同じ記事は宋史卷

三七四李迥傳にある。なお資料中の「折估」について、宋史卷三六

六吳挺傳には、「凡廩賜、官率羅三三之一、視價高下給之、名曰折估」

とある。

(132) 「臣觀治平二年天下所入財用大數、都約緡錢六千餘萬。養兵之費、

約五千萬。乃是六分之財、兵占其五」。なお群書考索續集卷四五「今

日費用」の條にも引用されている。

姚愈言。熙豐間、月支三十六萬。宣和末、用二百二十萬。渡江之初、

連年用兵、月支猶不過八十萬。比年月支百二十萬。大略、官俸居十

之一、吏祿十之二、兵廩十之七。

(133) 紹興初。養兵僅百萬。今中外纔四十萬兩。比來、弊直合於餉軍、理

會左藏、支養兵居十之七。

(134) 論財賦曰、財用不足、皆起於養兵、十分八分是養兵、其他用度、止

在二分之一中。

(135) 今天下財用、費於養兵者、十之八九。一百萬貫養一萬人此以一

歲計。

(136)